

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<くらし創造部、景観・環境局、農林部>

開催日時 平成29年3月16日(木) 10:01~14:14

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

森山 賀文 委員長

岡 史朗 副委員長

亀田 忠彦 委員

松本 宗弘 委員

田中 惟允 委員

西川 均 委員

清水 勉 委員

阪口 保 委員

中野 雅史 委員

太田 敦 委員

山本 進章 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 浪越 副知事

一松 総務部長

福谷 農林部長

中 くらし創造部長兼景観・環境局長

ほか、関係職員

傍聴者 3名

議 事 2月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○森山委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、くらし創造部、景観・環境局、農林部の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて、質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆様には、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、ご発言願います。

○清水委員 通告しているものも、通告外もありますので、まず通告外から質問します。

くらし創造部に質問です。現在、(仮称)京奈和自転車道の整備が行われています。これは道路環境課でやられており、総事業費約20億円を使われるという話を建設委員会でも聞いていますが、そのときに、事業効果等を含めて、将来のBバイCを早く出してくださいという話をしています。

そんな中で、多分協議が既にあると思うのですが、(仮称)京奈和自転車道ができ上がった場合、もしくは今年度、4億円ほど予算が上がっていますので、整備が完了した場合、くらし創造部として、(仮称)京奈和自転車道を使った事業展開等を考えておられるのかについてまず1点お伺いします。

○村上スポーツ振興課長 (仮称)京奈和自転車道に関しては、サイクルルートを設定する中で、まほろば健康パークにサイクリングステーションを1つ設けています。さらに、樫原公苑にもサイクリング&ジョギングステーションを設けています。これらの施設は、自転車を整備する場所を、サイクリヤーがそこへ来れば修理ができたり、空気を足したりなどできる場所を既に備えています。これらを活用しながら、県の所管していますスポーツ施設をご利用いただいたり、インバウンド、県外からの集客につながるように努めてまいりたいと考えています。

○清水委員 今の話であれば、施設の整備はありますけれども、整備後、例えば道路がつながった場合に、イベントであったり、地域の皆さんやサイクリヤーの皆さんも含めて、何らか健康に対するもの、それプラス周辺市町村の振興につながることは何かお考えですか。

○村上スポーツ振興課長 現状として、過去に、奈良県、和歌山県、三重県と自転車ルートをつなぐことを平成26年度までやらせていただいたこともあります。

それと、自転車競技や自転車に親しんでいただくような、子どもたちを対象にした自転車教室を、今年度、樫原公苑でやらせていただいたり、プロの選手に来ていただいて、いろいろな体験をしていただくということもやっています。自転車道がつながったり、途中の段階でも、今までの既存事業の中で取り組んでいけるのではないかと考えています。

○清水委員 ものをつくると、何らかの事業効果を求めるのは当たり前の話で、建設部分の県土マネジメント部は、つくるほうばかりに頭が行きますけれども、ソフト対策はそれらですので、ぜひとも連携していただいて、これはくらし創造部長にもよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、通告外で申しわけないのですが、林業振興課に、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の64ページに、林地台帳作成支援事業が載っています。林地台帳の作成支援で、各市町村が森林所有者や林地境界の不明確化を解消するために、市町村における林地台帳の作成を支援するという目的でなされています。法律を読みますと、目標が平成30年度末までで、非常に短い期間でつくらなくてはならない。そんな中で、支援される内容について、概要でも結構ですので、どのようなやり方をされるのか、お聞きしたいと思います。

○熊澤林業振興課長 林地台帳支援作成事業についてお答えします。

長引く木材価格の低迷、森林所有者の世代交代や不在村化により、森林の経営意欲が低下しており、森林の土地に関する情報、例えば所有者、所在、境界などが不明確な森林が増加し、森林整備を推進していく上で支障となっています。現在、森林の土地に関する情報は法務局や県、市町村、森林組合等がそれぞれに保有をしているものの、情報の種類や量、公表の有無等については、主体によってさまざまとなっており、統一的にまとまった形で整備されていない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、平成28年5月に森林法が一部改正され、市町村が統一的な基準に基づき森林の土地に関する情報を一元的に整備し、平成31年4月に公表する林地台帳制度が創設されたところです。整備については、平成29年度中に県が保有する森林情報に、法務局の登記情報や市町村が保有する地番に関する情報などを追加して整理し、市町村へ提供することとなっています。

もう少し詳しく言いますと、県の保有する森林簿と法務局の登記情報や市町村が所有する地番図情報から、地番をベースに突合させ、合致した森林の所在、所有者の氏名、住所等の情報、境界に係る測量の有無の状況を取りまとめ、台帳とあわせて地図を整理するものです。

県としては、林地台帳の重要性に鑑みまして、農林部長みずから、本年1月から2月にかけて、東部、南部の市町村の首長並びに各森林組合の組合長に対し、林地台帳の整備に関する理解と協力をお願いしてきたところです。

今後の森林整備を推進するためには、より精度の高い林地台帳を整備することが重要であることから、関係する市町村や団体と連携しながら、林地台帳の作成支援について積極的に努めてまいりたいと考えています。以上です。

○清水委員 今の話でいいますと、既存データを各市町村並びに森林組合、奈良県も含め

て、今あるものを整理して、1つのものにして公表できるデータをつくるという理解でいいのですか。

○熊澤林業振興課長 そのとおりです。

○清水委員 そうしますと、結局は公表に値する図面を見ますと、土地の所有者の氏名または名称、住所、所在地、地番、地目及び面積、土地の境界に関する測量の実施状況、その他農林水産省令で定める事項と、この4項目が対象になっていると思うのですが、特に図面について、どういう手法で整備をされるのか、再度お伺いしたいと思います。

○熊澤林業振興課長 県で森林計画図を持っており、それも参考にしながら図面をつくることになると思います。

○清水委員 そうしますと、現状の保有している図面は、面積等についても、古くは公簿図面ですので、公図で整理をされるということですから、実測の面積とは異なるという理解でいいですか。

○熊澤林業振興課長 現状の図面は、委員がお述べのように、実測もあれば、そうでないものもありますので、その中で、例えば地籍調査を行った確実なところだけを図面に残していきたいと考えています。

○清水委員 国土交通省も農林水産省も、先ほど林業振興課長がおっしゃったように、国土地理院も含めて、地籍調査が特に奈良県は進んでいない。そんな中で、これをされるに当たって、私も見たのですけれども、国土交通省に国土数値情報ダウンロードサービスがあり、これは国土地理院が提供しています。こういうデータを使って、なおかつ国土地理院が現地に置いている基準点等がありますので、どちらかというところ、この2年間は暫定整備を目指して、それ以降は、課税の問題もありますし、できるだけ早く地籍図の整備にあわせて、両方考えた上での整備を今回やったほうがいいのではないのかという気がするのですけれども、見解はどうですか。

○熊澤林業振興課長 国土数値情報ダウンロードサービスの図面は、基本は2万5000分の1の図面です。森林基本図は5000分の1ですので、その点では森林基本図のほうがより精度が高いとは思いますが、この林地台帳の地図は、平成31年4月に公表してから、その後、皆さんから、ここが違うなどいろいろな調整をして、より精度の高いものにしていきたいと考えています。

○清水委員 それぞれの所管で図面をつくられて、部局横断的に利用できる図面を持つことが非常に大切だと思います。課税面もそうですし、今、林業振興課長がおっしゃった

ように、林地台帳の付図は2万5000分の1ですから、大体この辺にありますぐらいのことしかわからないのです。正確に座標を求めて、座標をそこに落としていって、図面上は2万5000分の1ですけれども、それを例えば5000分の1、100分の1、2500分の1に活用しようと思えば、測地系に合わせた座標データ管理をしないとできないわけですから、そこまで踏み込んだ整備手法をとられるのか、それに対して市町村を支援するのかが問題だと思いますので、その辺について、将来を見据えてやるのかどうかの答弁をいただきたいと思います。

○熊澤林業振興課長 座標データ管理は、それぞれの地籍調査であれば、そこにデータが残るということで、そこにあるかないかを林地台帳では示しています。そういうものがあれば、そこからデータをいただいて管理するようになると思われれます。

○清水委員 繰り返しになりますが、ぜひとも地籍調査の重要性をご理解いただいて、まずは官民境界、民民境界、それと課税の問題も当然あります。課税は基本のことですから、公平でなければならぬ。そこをどうしていくのかは、大問題だと思いますので、中身を踏み込んだ上で、今回の市町村支援の中で、将来のことも考えて、今回はこういう整備をやりすけれども、その次のステップとして、地籍調査に臨みますということを、できれば市町村にも協力をしていっていただきたいと思います。そうしないと、奈良県の地籍はいつまでたってもほったらかしで、これは許せないと思います。農林部長、一言ありましたらお願いします。

○福谷農林部長 従来から知事が申し上げていました、スイスの森林の環境管理ということを取り入れていく上で、1点は、よく言っています生産、防災、生物多様性、レクリエーションということで、そういうことを担っていただくフォレスターを加えて養成していかないといけない。フォレスターにどこまでやっていただくのか、スイスは法律でフォレスターの権限が定められていますので、どこまでやっていくのかは、条例のことも知事も申し上げていましたように検討していかないといけないということになれば、委員がおっしゃったように、土地の所有を明確化していかないと、どこの範囲まで管理してもらおうかということも当然ありますので、その辺のところは十分意識をしてやっていきたいと思っています。先ほど林業振興課長が申し上げましたように、南部東部の首長を一通り回らせていただき、やはりそれぞれ課題を抱えています。例えば山添村は、75%地籍調査が終わっているということで、逆に言うと、ほとんど林地台帳としての整備をする必要はないところなのです。ところが山の部分は全部ほったらかしです。おっしゃったように、例え

ば固定資産税の課税はしていて、納税はしてくれているけれども、果たしてどこに自分の山があるかもわかっていない方もおられると。恐らく、一概には言えないと思いますが、税額が安い部分もあると。

そういった意味では、私が首長方を回ったというのは、地籍調査までの精度の高さはないですけれども、明らかにしていくことが、ひいては森林管理につなげていくということでの林地台帳の整備をお願いしたいという趣旨も含めてやっていきました。

林業振興課長が申しあげましたように、いずれにしても今まで何も手をつけていなかった部分です。ただ、県土マネジメント部と話をしていたら、公共事業としてやったところは割合整備がされていますので、当然その辺のやりとり、横のつながりも十分とりながら、できるだけ精度の高いものにしていかなければいけないですし、相当労力も要ることも覚悟していますので、そんな形で進めていきたいと思っています。以上です。

○清水委員 部局横断で無駄な投資にならないように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

では、通告をしておりました、N A F I Cのセミナーハウスについて、経済労働委員会に出された資料を確認しました。この中で、事業効果等、将来の経済波及効果、これは平成32年度予測をされているのですけれども、収入想定が現実的ではないと思っています。知事への代表質問でも言いましたが、私はK P Iの設定についての要件、明確性、計量性、現実性、関連性、適時性、この5つを加味した上でK P Iを定めないといけないと思っていますが、現実問題、今、収入想定をされているのがセミナーハウスで、全体の稼働率が約40%で年間収入が4,100万円余、支出は人件費等々を入れて3,100万円、収支バランスとしては1,000万円ぐらい黒字になる見込みを立てておられます。特にこの中で、収入見込みの一番大きいものがゲストルーム20室ですが、料金設定が1部屋2万5,000円、年間1,260室の稼働率が約26%と記載されていまして、その収入額は、掛けるとわかるのですが、3,150万円、これが一番大きいわけです。果たして本当にこれだけの数字想定をやっていて、このとおりに入ってくるのかどうかという見込みはどのようなのですか。まずその点をお聞きしたいと思います。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 清水委員の質問にお答えします。

まず、なら食と農の魅力創造国際大学校、通称N A F I Cの附属施設として検討しています。まずセミナーハウスの収支の想定について、さきの経済労働委員会で報告させていただき

ました。その概要について、簡単に説明します。

セミナーハウスの運用に当たりましては、セミナールームやゲストルームにおいて使用料を徴収するなど、事業の自立、維持管理費の捻出や運営の自立を図っていくつもりです。

収入について、清水委員からありましたとおり、シングルのシェアルームが20室。最大収容4名のゲストルームを20室。セミナールームについては3室を設置して、全体として4割の稼働率で年間の収入を4,100万円を目標として見込んでいます。

次に、支出について、人件費、維持管理費で年間3,100万円を見込んでいます。これにより差し引き、プラス1,000万円の利益を目標として示しているところです。

清水委員から、収入の目標が過大でないかとの指摘です。収入については、プロの料理人を対象とした短期研修や、小・中学生を対象とした農村体験プログラム、家族を対象とした農業体験プログラムなどのソフト事業を実施して収入を上げていこうと考えています。これらの事業の実施に当たりましては、プログラムの具体化やPR活動やニーズの掘り起こし、集客活動の実施など、しっかりとした対応の取り組みが今後必要になってくると考えています。

こうしたことから、今後、開業に向けて、施設の使い方やソフト事業の中身を検討するに当たりましては、今、委員からいただいた指摘も踏まえまして、さまざまな方のアイデアもいただきながら、内容の充実に努めるとともに、収益の実現に向けて、関係機関、団体等とも連携しながら、取り組みを進めていきたいと考えています。

○清水委員 事業を実施する側はそういう答弁をすると私は思っています。学生が定員割れをしている現状はことし2年目で、学科によっても違っていて全員入っている学科もありますが、本当に学生も将来的にふえていって、これをつくっても十分機能する、公の施設としてつくって、やり方は多分指定管理者制度でやられると思いますが、そのつくったものが、当然のことながら経過年数によって大きな修繕もしないといけない、その費用は当然公費で改めて出すわけです。そういう算定の費用も含めて、出のバランスと出に対する入のバランスをどうしていくのかを考えないといけないです。

地域振興のことを考えれば当然必要な施設であるのかもしれませんが、でも、開校して今2年目なのです。たった2年目で、データがない中で、なぜこれを今やらないといけないのかというところが、非常に難しい判断をされているのではないのかと逆に心配するのです。

その中で、今、用途等のことも含めて話をいただきましたが、確実にこれが機能しない

場合、もしもくろみどおりに収入がなかった場合、一体誰が責任をとるのですか。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。

委員からご指摘いただき、心配を持たれているのもよくわかります。現段階では、そういうことが起こらないように、私を含めて全力で取り組みたいと考えています。

○清水委員 時期尚早感しかありません。特にデータがない中で、なぜ今やらないといけないのかというのが本当に不思議で仕方がない。

いろいろ後づけで、収支予測はつくろうと思えばつくれるわけです。ところが、この費用で今、支出が見られているのは人件費と施設維持管理費だけです。施設の維持更新費はここに入っていない。ですので、それをもしここに入れていくと、大変赤字になると思います。施設更新費は誰が持つのかというと、これは税で持つわけではないですか。そこをしっかりと組み立てていただきたいと申し上げているのです。

さきほど責任の問題を言いましたが、私も土木の仕事をしていましたからよくわかりますけれども、ものをつくる時は夢があったり、つくった成果に対してうれしいという気持ちはあるのです。ところが、つくったものは40年、50年かけて潰れていきます。なおかつ電気にしても設備にしても、10年などの短い時間で更新をしていかないといけない。その費用もきちんと算定をした上で、確実にこれは有効な施設になると。なおかつ、地域の皆さんにも喜んでいただける、奈良県にとって大変プラスになる施設でないと、本来いけないと思います。ですので、そこがこの説明の資料でも欠落していると思います。

せんだって、非常に財政が厳しいと総務部長もおっしゃった。財政が厳しいときに、なぜ今これをつくらないといけないのか、本当に不思議で仕方がないです。これは議員の皆さんも、恐らく同じ思いを抱いている方はたくさんいらっしゃると思います。

まず、言いましたように、収支バランスの中に施設更新費が含まれているのか含まれていないのか、その点をお答えください。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。

毎年、定常的にかかる施設維持管理費は、類似の施設を見て計上しているところです。もちろんその中で日常的な電灯の交換などは見込んでいるところですが、今、委員がおっしゃったような、仮に大規模な修繕が何らか必要であったという、普通のランニングコストでない部分については、今の我々の試算では費用として計上していないということになります。

○清水委員 漠然とした夢の部分はあるかもしれない。でも、夢ばかりではバク

になってしまいますので、我々自身は、県民の皆さんのために何をしたらいいのかを主に考えていただいて、これは夢の部分が大き過ぎるのではないのかという気がします。

先ほど農林部長にお答えいただいたように、森林フォレスターの件もあります。それから、海外から来ていただいたらどこに泊まっていたらということも考えれば、ここに来ていただいて、なおかつ研修も全部1カ所でまとめてできればという思いはよくわかりますが、年に何回やるのですか。全国的に、そういう学者を毎年半年ぐらい抱えて、ここでやるのですか。そのような予想の見込みがあるのですか。まだそこまで至っていないでしょう。だから、そういう不安がある中で、さっき言いましたけれども、確実性がないのです。そこを申し上げている。

決まって上程されているという、これはまだ建設の費用は出ていませんけれども、造成の費用はことしに上がっていますので、もう少しゆっくり、あと2年か3年、データをきちんととった上で、なおかつスイス・ベルン州との提携もうまくいって、条例もできて、将来の見通しが立ってから、これを建築しますという話はどうなのですか。農林部長、どう思われますか。

○福谷農林部長 桜井市の安倍という地域は、正式な自治会は高家地区というのですが、構想段階で、NAFIC、なら食と農の魅力創造国際大学校をつくって、周辺整備をしていこうというのは、もともと県として考えていたところではあります。

委員がお述べのように、我々も大学をつくって、申しわけないですが、定員割れしているというのは事実ですので、そのようなことはありませんとは言えないのですが、それは来年に向かって一生懸命やっついこうと思っています。ただ、オーベルジュ・ド・ぷれざんす桜井がおかげさまで結構繁盛しており、大体どれぐらい続くのか、最初は確かにたくさん来ていただいて、当然ありがたく、それが結構続いている。指定管理者である株式会社ひらまつも手をかえ品をかえいろいろなことをやったださっている状況の中で、年間2万人の利用があったことは、非常に大きなところで、委員からご指摘のように、我々も最初、一番それを心配していたのは事実です。それが、ある程度軌道に乗ってきて、それは1年で軌道に乗ったかどうかはいろいろ見解の相違があろうかと思えます。そういう中で、次のステップに進んでいきたいという中で、もともとのあの地域のモチベーションといますか、あの地域が持ったポテンシャルという部分を具現化していきたいという思いで、今回の計画を出しました。

いろいろご心配いただいてありがたいと思います。支出見込み、維持管理、建物更新の

費用まで見ていないというのは、これも事実です。ただ、これからそういうポテンシャルのある地域でこういう展開をやって何とか、それが夢だと言われるかも知れませんが、その中で実践をしていくために、これから我々がしなければいけないことというのは、おのずと、ご心配いただいている部分を何とか補う形で対応していかないといけないと思っていますので、逆に言うと、これから進めていく。

ただ、委員がお述べのように、建物に着手するのはもう少し後ですけれども、今そういう形で進めていきたいというのが我々の思いで、それを実現していきたいという考え方で。以上です。

○清水委員 目標経済効果、このKPIに書かれていますけれども、現状は、農林部長から紹介があったように、オーベルジュ・ド・ぷれざんす桜井でもう既に超えているのかもしれませんが年間約2万人になるであろうということです。それが平成32年、プラス4万人の6万人になるという、なかなかここまでは自信を持ってできるかどうか、2万人がずっと横ばいで推移するというのはあろうかと思えますけれども、6万人まで一挙に3倍まで伸びる、ほかのポテンシャルであったり、観光資源であったり、その他もろもろのものも含めて少し不安が大きい。

造成をやった後に建築をやれば10数億円、20億円などというオーダーのお金が改めてこの上に上積みされるわけですから、造成の費用をプラスすることも全部含めて、収支目標がどのくらいになるのかも当然のことながら検討しないとイケないのではないですか。

夢はあっていいと思います。問題は、過大評価をしてしまうと、責任がとれなくなるのではないのですかということをおし上げているわけで、なおかつ、データがない。オーベルジュ・ド・ぷれざんす桜井もまだ1年で、本当にこのまま6万人まで年間ふえていくかどうかです。株式会社ひらまつが努力されているのはよくわかりますが、あそこだけで本当に桜井のあのエリアに6万人が訪れる、なおかつそれだけの費用対効果が求められるかどうか不安で仕方がないのです。ですので、建築に当たっては、もう少し余裕を持って、データの集積をやって臨んでいただきたいと思います。

奈良県の人口はどんどん減っていくと予想もされています。インバウンドもいつまでもつかわからないのです。不確定要素が多過ぎるのです。そんな中で、投資をしないといけないということは、わかります。ただ、その投資をするためには、確たる証拠が必要だとおし上げていますので、そのようなことも含めて、再検討をお願いしたいとおし上げて質

問を終わります。

○亀田委員 1つの項目について、幾つか質問します。

榎原市にある榎原公苑の施設について、初めに確認したいのですが、平成28年度の事業の中で、たしかことしに入ってから、陸上競技場の一部が使用できなくなっていると思うのです。たしかタータンの張りかえだと聞いていますが、そのあたりがどのように進んでいるのか、教えていただきたいと思います。

○村上スポーツ振興課長 榎原公苑の陸上競技場の工事の状況についてご説明します。

日本陸上競技連盟が公認する陸上競技場には、第1種から第4種まであり、榎原公苑陸上競技場は、このうち県大会や近畿レベルの大会が開催可能な第2種の公認陸上競技場となっています。公認の有効期限が5年間とされており、更新時には陸上競技場の基本仕様に適合しているかどうかの検定を受ける必要があります。

こういった中で、平成29年5月31日で公認期間が満了することから、今年度において、使用により傷ついたウレタン舗装の補修や、ラインの引き直し、ルール改正に伴う棒高跳びの突き箱の形状変更などの補修工事を行っています。

工事はほぼ完了しており、この3月19日、20日に検定を受ける予定となっています。検定が終わりましたら、陸上競技場の使用を3月25日に再開したいと考えています。

○亀田委員 ナイトランを実施していただいていると思いますが、特に奈良マラソンが近づくと、あそこで練習をしている方が非常に多いです、それに限らず、施設を利用してウォーキングしたりランニングしたりする人も多いため、施設が再開されるのが3月25日ということですので、またそのときからナイトランも始まるという認識でいいのでしょうか。時期を改めて教えていただきたいと思います。要望だけしておきますので、ナイトランの開始を教えてくださいたいと思います。

そのナイトランについて、以前にも質問しましたが、今、月曜日、水曜日、金曜日の夕方5時から夜の9時までだったと思うのですが、できれば月曜日から毎日使えるようにはしてほしいのですが、いろいろな事情があるということはよく理解しています。

そうすれば使えない曜日に、その人たちはどこを走っているかというと、陸上競技場の外周を走っておられたり、榎原神宮の参道を走ったりする方もいらっしゃいます。陸上競技場の外周の、特に参道側、要は陸上競技場から方角的にいくと西側がすごく暗くて、男性でも1人で歩いたり走ったりすると、結構真っ暗で怖い、危険を感じるようなところで、

女性だったらなおさらだと思いながら私も利用していますけれども、今回の補修工事の中で、それも含まれているのかどうか、教えていただきたいです。

○村上スポーツ振興課長 ナイトランの再開については、基本的には陸上競技場が再開する以降の月曜日、水曜日、金曜日は続けていこうと思っています。

ご指摘いただきましたジョギングについては、榎原公苑の中に、800メートル、1.6キロメートル、2キロメートルと3つのジョギングコースを設けており、陸上競技場の西側を走るの、そのうち800メートルのコースになっています。

委員がご指摘のように、陸上競技場の西側が暗いという声もいただいています。足元が暗くて見づらいという声もいただいていますので、この2月末から3月にかけてだと思っておりますけれども、今、照明が3基ありますが、その間にLED照明を2基足して、上から照らすということで改善をしたところです。

○亀田委員 質問してはいるがですけども、私も1回見に行ってきたときには競技場の照明がついていたので、どのくらいの暗さが解消されたのか、はっきりとはわからなかったんですけども、これがつけたものかというのはわかりました。2基、確かについていました。今度競技場の照明がついていないときに、一回走ったり歩いたりしてみようかと思うんですけども、少しはそれで改善されるのかと思いましたので、お礼を申し上げたいと思います。

榎原公苑も含めた奈良県内のスポーツ施設のあり方も、たしか今年度の予算はちょうど見直しの時期だということで、新規事業が入っていると思うのですが、今、榎原陸上競技場の芝生も青々として、すごくきれいになっていますし、これでタータンを張りかえていただいたら、多分またそれも非常にきれいになっているのだらうと思います。そこで働いておられる職員もいろいろなスポーツイベントをしてくださっているみたいで、私もたびたび見に行っていますが、非常にあの施設の利用を活発にしていると思っています。だから、施設の利用価値がまた高まるのではないかと考えているのですが、それにしても、老朽化というか、芝生、タータンはきれいですけども、例えば更衣室やスタンド、第1体育館であれば、非常に古い建物が多いので、そういったことも含めてどうするかということを検討していただくのだらうと思うんですけども、ぜひお願いしたいと。

松本委員が本会議の代表質問の中で言われましたけれども、ラグビーのワールドカップから東京オリンピック・パラリンピック、さらには関西ワールドマスターズゲームズと連続して続く、こういう機会ですので、奈良県内の市町村が持っているスポーツ施設、県が

持っているスポーツ施設はたくさんあると思いますが、これは使えるだろう、これは補修が必要など、要はあるものを2つも3つもつくる必要はないと思いますので、できるだけ効率的に施設を配置していただいて、さらに使える施設をたくさんつくっていただきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、施設があっても、言い方が悪いかもしれませんが、中途半端な施設が多くて、プロ野球も1軍の試合を呼んでこられない、サッカーもJリーグの試合を呼んでこられないなどという施設ではもったいないということがあります。今回の見直しの中で、どうせやるのなら、しっかりとしたものをつくっていただいて、子どもたちが身近なところで見られる、大阪や京都に行かないと最先端のプロスポーツが見られないということであれば、少しかわいそうという気もありますし、そもそも奈良県に住んでいる方が使える施設ですし、球技ばかり言いましたが、武道場が欲しいという意見もあります。畳を毎回倉庫から出してきて敷いて、柔道の練習しているのだという話もよく聞きます。常設した柔道場が欲しいという話もよく聞きますので、全種目、100%はなかなか行かないとかわかっていますけれども、できるだけ県内の施設の把握に熱を入れていただいて、大きな大会が3年連続で続く機会を見据えていっていただきたいと。

少し心配しているのは、それが終わった後、何を目標にするのかというのがあるので、いろいろな各種競技の世界大会など、たしか日本で開催されるのが幾つかあると思いますし、東京オリンピック・パラリンピックもあります。東京オリンピック・パラリンピックは奈良県は関係ないかもしれませんが、いろいろな大会を見つけていただいて、さらにはそれが、1回本会議でも言いましたけれども、次の国民体育大会開催が、少なくとも14年先にしか来ないということですから、14～15年先ということであれば、かなり期間はありますけれども、その間に目標を掲げていっていただきたいと思います。今回は新規事業で上がっているスポーツ推進計画改定事業ですか。ぜひ充実したものをつくっていただきたいと思いますが、そこへ向けて何か一言コメントいただいて終わりたいと思います。くらし創造部長、よろしいですか。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 亀田委員から施設のあり方について、こう進めたほうがよいのではないかと意見をいただきました。

私としても、先ほどおっしゃっていただいたように、施設は同じものを近くに2つも3つもつくる必要はないと。要するに配置のあり方や、効率的に配置できる視点というのは、スポーツ施設の今後の整備、運営の考え方に位置づけをしながら、そういった観点で今回

のスポーツ推進計画の中間見直しに当たって、スポーツ施設の方針を考えたいと。

県内のどこへ行っても、誰でもスポーツができるという、ここが大きなポイントでなかろうかと思えます。そういった意味で、県民のスポーツ振興に、スポーツをやろうという人が、いつでも、どこでも、誰でもやれる形で進められるよう施設というのも考えたいと。

それに、わずかなお金でできる施設ではありません。大きなものもありますので、どういう形で財源を確保していくのかも検討しながら、今後の整備についてしっかりと検討したいと思っています。以上です。

○亀田委員 スポーツに携わっている議員もたくさんいらっしゃいますので、各競技団体や当然議会にもいろいろと相談していただいて、よりよい計画を立てていただくようお願いして、質問を終わります。

○山本委員 私からも幾つか質問をします。今、亀田委員が質問された櫃原公苑のスポーツ施設整備について、関連もありますので、まず質問します。

「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の118ページ、櫃原公苑整備事業で、命名権料を活用した施設の機能向上を図るための整備の実施ということで、佐藤薬品スタジアムやジェイテクトアリーナ奈良を含めた予算計上をされていますけれども、その点について、どのような概要で整備をされるのかお聞きします。

○村上スポーツ振興課長 山本委員の質問にお答えします。

櫃原公苑では、ご紹介いただいたように、野球場においては平成22年度から、第1体育館においては平成28年度よりネーミングライツを導入しています。命名権料を活用することで、施設を利用する選手や観戦する方々の安全性、快適性の向上を図るための整備を行っていきたいと考えています。

平成28年7月からのネーミングライツでは、野球場は佐藤薬品工業株式会社、第1体育館が株式会社ジェイテクトに命名権者となっていただいたところです。平成29年度においては、命名権料を有効に活用して、安全、快適にご利用いただける整備を行いたいと考えています。

まず、野球場については、1塁側、3塁側、アルプススタンドの上にあります防球ネットを設置したいと考えています。もう1点は、経年で退色が進んでいますスコアボードの視認性を高めるための塗り直しを行いたいと考えています。

第1体育館については、フロアが剥離している部分がありますので、これによるけがをすることを防いで、快適に使っていただけるフロア面の研磨や、ウレタン材の再塗装を実

施するとともに、老朽化していますロッカールームの改装を行いたいと考えています。

また、先ほど亀田委員からも指摘がありました陸上競技場にことしから冬芝を入れているのですけれども、毎年植えていかないといけないということで、種をまくことになっており、来年度あわせてその冬芝の整備も陸上競技場でしていく予定としています。以上です。

○山本委員 いろいろ詳しくことしの取り組みは聞かせていただいたのですが、亀田委員からも話があったスポーツ施設の整備で、まず野球場は、防球ネットやいろいろ対策をしていただいているのですが、先ほど話がありましたように、観客席や、そういう整備がされていないから2軍のプロ野球しか呼んでこられないと。

樞原市長から私に、以前に一度、1軍を呼んでこられるように外野も広げてやってくれないかという話があったのですが、それに取り組んだときに、樞原神宮の西側のほうへ広げるのは、水路があつたりなど、いろいろな買収の面でなかなかうまくいかないだろうということで、このままでいけば、多分プロの1軍を呼んでこられる野球場にはならないだろうと。少しずつ整備をしていただいているのですが、今ワールドシリーズで大変野球は盛り上がっているのですけれども、片や地方の少年野球など野球人口が大変少なくなって、チームはどんどん激減している状況で、やはり施設整備をすることによって、その人口がふえていくと。全国的に見ても、近畿を見ても、野球場やスポーツ施設は、奈良県が一番おくられていると私は思っています。

そういう面で、少ない予算と言われましたけれども、きのうの粒谷委員の話ではないですが、子どもたちにお金をかける。それは、クーラーもそうですけれども、こういうスポーツ設備、武道の設備を整備していくことが、大いにこれから奈良県の子どものためになり、発展につながると私は思いますので、ぜひこういうところに力を入れてほしいと。

その中で、柔剣道場が解体されると聞きましたけれども、今の状況はどうなっているのでしょうか。

○村上スポーツ振興課長 今回、条例の中にも出していますが、かなり老朽化が進んでおり、たわみや傾きが出ています。12月の時点で使用を一旦中止しており、使用者には、先ほど畳を敷いてという話もいただきましたけれども、第2体育館や、樞原市の近隣の施設をご利用いただく紹介をして、今のところは閉めた状態です。

今回、条例の議決をいただきましたら、来年度早々に撤去したいと考えています。

○山本委員 先ほどの関連ですけれども、道場としても、曾我川体育館や第2体育館など

を使っていたら、一々畳を敷かなくてはならないと。やはり行く行くはしっかりした武道場をつくって、環境を整えてやっていただきたいと。

以前に、鍵田忠兵衛議員が、本会議のたびに武道場の建設を訴えてこられましたけれども、思い半ばでお亡くなりになりましたので、私はその後を引き継ぎたいと、勝手に決意を新たにしているところですが、よろしくお願ひしたいと。

確認ですが、第2体育館が潰されるという話は柔剣道場の間違いかと思うのですけれども、第2体育館は解体しませんね。

○村上スポーツ振興課長 今の時点でその考えは全くありません。

○山本委員 第2体育館の横にある弓道場も、近畿では恐らく一番整備が整っていないとか、環境が整っていないとか、弓道関係の人に聞いたり、あの弓道場での大会に何度かお邪魔をしますと、今の広さの倍ぐらいないと、国民体育大会で一気に競技ができない。今は体育館に仮で、全国大会をするときには敷いたりしているということで、費用もばかにならないわけです。そういう話を聞いて、野球場も、陸上競技場もそうですけれども、弓道場も今後はしっかり整備していただきたい。

明日香村は庭球場を、32年か、かなり前に、全国大会もできるように、昭和59年の国民体育大会のときに整備をされた。私も若いときで、あのときは一気に庭球をしようという、今ではいろいろ環境を整備していただいていますので、利用もかなり多いということです。弓道場も、そういう意味で国民体育大会に向かって、今すぐとは言いませんので、国民体育大会を迎え入れるように、ほかの競技もそうですけれども、榎原公苑整備の中では弓道場が大変おくられていると思いますので、この点をしっかり要望をして、この項目の質問は終わります。

次に、明日香村は、昭和55年に明日香村特別措置法が制定をされました。それで規制が大変厳しくなり、住民に大変不便を強いる。隣の榎原市は、例えば開発がどんどん進んで、土地の値段がその当時でも坪20万円、30万円で売買をされていた。しかし、明日香村へ入ってくると、景観を守るために土地の売買ができないということで、坪単価は、その10分の1、20分の1で、規制があるがために売買ができないわけです。そこで、国の制度、県の制度等で第一種地域、第二種地域の特別地域の買い上げという制度をつくっていただきました。村の人は家を建てる、嫁に行かず、子どもの学費をとということで、先祖からの土地も売っていかうかということで、だんだん件数が多くなり、予算の10倍以上の待機者がおられる状況です。私が県議会議員に出たときには高い時分だったので

けれども、明日香村としてはこの課題を、しっかり私の政治課題にしようということで、毎回その質問をさせていただき、予算をどんどん上げていっていただいた時期もありましたが、ある時期から見直しがあり、その予算もどんどん少なくなってきた状態です。最近私は私もその質問もいつの間にかしなくなったという状況ですが、今回予算審査特別委員会にも入らせていただき、買い上げ制度の状況を、一度詳しく聞かせていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○佐野景観・環境局次長（景観・自然環境課長事務取扱） 山本委員から明日香村に関する土地の買い入れ制度についての質問です。

土地の買い入れ制度とは、古都保存法に係る歴史的風土特別保存地区内において、委員がお述べのように、厳しい行為の制限が課せられていますので、その代償措置として設けられた制度です。

古都保存法の規制のために土地所有者がその土地を利用できないとき、土地所有者の申し出に基づき、県は買い入れるものとしています。制度を開始した昭和43年度以降で、今まで県全体では面積約442ヘクタール、金額に換算して約583億円の買い入れを行ってまいりました。

委員からお尋ねの明日香村については、第一種地区では昭和45年から買い入れを始めて、これ以外の地区、いわゆる第二種地区は、明日香村特別措置法ができたときに、全村が古都保存法の買い入れ制度の対象地となったもので昭和55年から買い入れを開始しました。

現在までの買い入れ地面積の合計は、明日香村で約67ヘクタールです。村面積の約3%となっており、地目別では山林が約6ヘクタール、田が約46ヘクタール、畑が約13ヘクタールなどです。以上です。

○山本委員 そうすれば年間の買い上げに対する予算で、何件ぐらいを買い上げているのか、件数も、広さもそうですけれども、例えば1億円でどのくらいの件数が買い上げられているのか、現況はどうですか。

○佐野景観・環境局次長（景観・自然環境課長事務取扱） 平成29年度の要求予算は、前提が国の補助金を充てることにしていますから、国の補助金額によって変わる可能性があるということをご了解いただきたいですけれども、県予算では7億2,780万円です。そのうち明日香村については、今、要望が上がって県に申請が上がっています第2種地区は5件、約0.9ヘクタール、約8,000万円を見込んでいます。以上です。

○山本委員 ということは、現状を見ますとかなり件数も減ってきているし、予算もついこの間までは1億4,000万円～1億5,000万円など、2億円などもあったのですが、聞くとところによると件数によって予算を組んでいっていると。今までなら3年、4年と待たないといけなかったのですが、1年、遅くても次の年に買っていただけると聞いていますが、それは間違いないですか。

○佐野景観・環境局次長（景観・自然環境課長事務取扱） ことしの実績で申しますと、最長で2年お待ちの方が終わっています。だから、来年も恐らくそういう形になるかと考えています。以上です。

○山本委員 私達が議員の立場でやいやい言わなくてもいけるようになったというのを実感して安心しましたが、明日香村特別措置法で苦しんでおられる村民の代償と言ったらおかしいですけども、要望があれば、買い上げのいろいろな手続が厳しいところもありますが、よく相談に乗って丁寧に対応をしてあげていただきたいと要望しておきたいと思えます。

そして、買い上げ地を整備している事業もあるかと思えます。今まででも何十カ所も整備をしてこられましたけれども、平成29年度の整備はどこか教えてください。

○佐野景観・環境局次長（景観・自然環境課長事務取扱） 買い入れの整備です。買い入れ地の整備とは、国が定めます歴史的風土保存計画に基づいて、必要な施設の整備を行うということです。具体的に申しますと、景観保全のための植栽、散策路、ベンチなどの利用施設、立ち入り防止柵、標識等の管理施設などの整備を行いました。

平成29年度については、明日香村に限りまして真弓地区で管理用道路の整備と、平田地区で斜面の土砂どめの工事を予定しています。

なお、明日香村と協議しながら整備することとしており、平成27年度は真弓地区に多目的広場を整備し、平成28年度は立部地区の竹林内に管理用道路を整備しました。いずれも整備後は県と村、地元の大字が協働して管理することとしており、地元には大変ご協力いただいています。以上です。

○山本委員 この事業においても、県議会議員に出たときから、毎年やいやい言ってここを整備、こうしてあげてほしいなどと言ってきました。今お聞きして、この点においても県と村と地元がしっかり協議をして、我々が構うところでもなくなったというので安心していますので、どうぞよろしく願います。

次に、一般質問で鳥獣害対策を質問し、いろいろな鳥獣害対策の答弁をいただいたので

すが、時間がなく再質問ができませんでした。太鼓も見せましたし、たたきました。その太鼓の革は鹿の皮でして、鹿やイノシシをとるに当たって、猟友会の方から聞いたのですが、移動式解体処理車というのを、国や自動車メーカーが考えているということですが、これはどういう車で、今後の鳥獣害対策に役に立ちそうなのか教えていただきたいと思います。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 委員がお尋ねの移動式解体処理車の件ですが、この車については、安全で鮮度の高いジビエの安定的な生産供給を確保するために、一般社団法人日本ジビエ振興協会と自動車メーカーが共同で、捕獲現場で屠殺から剥皮という、皮をむくところまで、いわゆる一次処理と申しますが、これを行うもとなるのが2トントラックですけれども、これを改造して共同開発したというものです。

ただし、一次処理の後の枝肉を冷蔵庫で熟成する作業や、枝肉を部位ごとに切り分けて製品化していく二次処理の工程については、これまでどおり食肉処理業の許可を取得されました固定的な施設で行う必要があります。こういったことで、今年度、移動式解体処理車を導入する妥当性について、現場での機能性や衛生管理面を検証することで試作車が1台あり、これを長野県、宮崎県、鳥取県、福岡県、愛知県で立証試験を行って、今検証中ということをお聞きしています。

県として、今後こういった現地実証を実施された県からいろいろな情報を収集するとともに、移動式解体処理車を活用していく上でいろいろ課題があるかと思っておりますので、整理、対応策等を検討しながら、移動式解体処理車は広域的に利用できると思っておりますので、広域での捕獲獣の効率的な処分体制の確立について研究したいと考えています。

なお、県内においては、現在、平成28年6月時点で、大小合わせて18カ所の、野生獣処理加工施設が営業許可されて稼働しています。処理頭数は、その中でも多い大規模な処理加工施設は、五條市が年間約400頭、天川村、上北山村にそれぞれ100頭程度を処理する施設があり、現状では捕獲頭数に間に合わない状況ですので、まだまだ不足しているという認識を持っています。

野生獣肉の処理加工施設については、それぞれの地域で、地形や交通の便を考慮して設置していくことが理想的だと思いますので、今後も各地域と情報交換を行いながら、施設設置の計画があれば効率的に捕獲獣を活用できるように支援していきたいと考えています。

○山本委員 私の知り合いの猟友会のメンバーから、その車のことは聞いたのですが、今

の説明でよくわかりました。移動式解体処理車は、自動車メーカーとの協議の中で、資料には書いていないのですけれども、1台いくらぐらいなのか。それから、今、いろいろなところの検証の情報を集めてということですが、その上で県でこのような車を購入をしようという意図があるかどうか、その点はいかがでしょうか。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） メーカーの開発費は試作車ですので明確には申し上げられませんが、聞いた情報によりますと、1,700万円程度です。ただ、量産する段階になると、もう少し落ちるかと個人的には思いますが、現在そういう値段だと聞いています。

今後、こういった車が普及すると、県としてどうするかですが、県としては、一次処理しかできない車ですので、二次処理ができる場所をまず確保していかないといけないと思いますので、先ほど申しましたように、今大量に処理できる施設が3カ所程度しかなく、これではなかなか処理し切れなと思いますので、まずそこを処理してから、導入の検討をしていきたいと考えています。

○山本委員 高いですね。猟友会の個人では買えない金額の車です。県もそうすぐ購入するということもできないようですし、ジビエの処理場というものもしっかりと整備をしながら、長い目で、私の知り合いの猟友会メンバーも考えていかななくてはならないと。県で買ってあてがってもらえるのかという甘い考えをしていたのですけれども、まず無理であることはわかりました。

それから、質問の中で要望をしました。射撃場をつくってほしい。つくってほしいというか、協力してほしいと。長年、10年来からのその方々の思いですけれども、少し勘違いをされていたのが、県で施設をつくっていただいて、運営をその関係者がするということが要望をして、県もそういう要望だったということの双方のそごがあったと思いますが、今回の要望というのは、自分たちで施設を整備していくと、そのために許認可や、補助金や、そういうものの手伝いを県にしてほしいということで要望を議場でしたのです。そのことについては、今すぐ県からどういう手伝いをしていただけるか、また、どういう認可手続なのかは、少し難しい状況も聞いていますので、この場で再度、議場と同じように確認の要望はしておこうかと。要は、設置者は団体なり、また、その関係者が自分たちで手続をしていくと。そして、県、国は、どういう補助金、負担金の制度があるのかを教えてください、そして猟友会や狩猟者の育成につながるためにはどうしても必要な施設で身を切らなくてはできない施設だと思いますので、ぜひ今後も県の皆さん、関係者の

皆さんの協力をこの場で再度お願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

次に、予算書の中での農の入り口モデル事業が上がっていることについて教えていただきたいと思っております。

資料もいただいておりますが、農の入り口モデル事業は、近畿大学の関係だと聞いているのですけれども、詳しく教えてください。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 説明します。

本事業は、平成28年度の秋に、県内大学生が創る奈良の未来事業というコンテストにおいて、最優秀賞を獲得した近畿大学からの提案事業を予算化したものです。

農業の担い手減少の背景の耕作放棄地の増加対策として、本県農業の新たな担い手の円滑な就農を実現する取り組みを近畿大学とともに始めていくというものです。

事業の目的について申しますと、農業とかかわりの薄かった方が新規就農する場合には、農地や用水の確保、地域の農業者との連携、生産した農産物の販売ルートの確保など、さまざまな問題に直面します。この事業においては、県と近畿大学の連携のもと、近大農園を設立して、農産物の生産から販売まで実践的に取り組むことを通じて、今ほど申しました問題の解決策の検討を行い、新規参入者が自立的に経営する手法の確立を目指すとともに、大学生等の新規就農の意欲を喚起することを目的としています。

そのため、平成29年度の取り組みとして、モデル経営の基盤となる近大農園の設立に必要な用地を確保するための耕作放棄地の再生と、実際に農業を開始するために必要な施設の設置及び運営に必要な経費を支援したいと考えています。

農園の設置場所については、近畿大学に近接しており、近畿大学が包括連携協定を締結している平群町を想定しています。

事業を通じて、将来的な目標としては、販売収入による自立経営を実現することにより、大学発のベンチャー事業、農の入り口として、新規就農者の裾野を広げるとともに、それによる耕作放棄地の解消に寄与することを目指しています。以上です。

○山本委員 今、答弁の中にはなかったように思いますが、近大農園の作物はイチゴだと聞いています。私も近畿大学なので少し残念がっているのですけれども、もう少し早く知っていたら、そこへつくるのがイチゴ、イチゴといえばアスカルビー、違うイチゴを持って来られる人もいますが、知っていたら、絶対明日香村へ引っ張ってきていたと。施設はこのごろ桜井市にばかり持っていかれているので。それで、明日香村にと思っていたので

すけれども、これは、この場で愚痴っぽく言うておこうかと。近畿大学が第2の近大農園をつくるということになれば、ぜひ明日香村。明日香村だけ言うていたらいけないので、高市郡、橿原市にも行っていただけるように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

その点において、同じ近畿大学の福谷農林部長、どうですか。

○福谷農林部長 ご紹介いただきましたように、私も近畿大学でした。ただ、卒業した学校を大事にするという視点は置いておき、あくまで農業振興という視点に立って、委員からご指摘のように、まずこの事業を成功させてといいますか、モデル事業として立ち上げをして、できれば、農林部次長が答弁しましたように、そういう組織をつくっていこうという思いもありますので、それが広がっていくよう頑張っていきたいと思っています。以上です。

○山本委員 なかなか言いにくい答弁をしていただき、ありがとうございます。ぜひ今後も期待というか、お願いをしておきたいと思います。最後に、ミツバチについて2点質問をします。ヤマトミツバチの巣箱をふやす取り組みをされている団体があり、私もそれに共鳴して、何とかヤマトミツバチを繁殖するために、巣箱を設置していただきたいと。議員の中にも同じように共鳴していただいて、巣箱設置を拡大していこうということで、それぞれの選挙区の地元で働きかけている方もおられるのですけれども、現在、巣箱の設置を県としてどのように協力していただいているか、教えていただきたい。

もう1点は、同じミツバチにもヤマトミツバチとセイヨウミツバチがいるらしく、セイヨウミツバチが大体蜂蜜をつくっているというのが現状だそうですが、県の予算書の中に県産蜂蜜のブランド確立事業ということで予算が上がっていますが、詳細についてお伺いします。

○佐野景観・環境局次長（景観・自然環境課長事務取扱） 県としての巣箱の取り組み、設置の協力ということで、県全体ではなくて、私ども景観・自然環境課の話としてでよろしいでしょうか。

○山本委員 はい、結構です。

○佐野景観・環境局次長（景観・自然環境課長事務取扱） 先ほどの委員の質問の明日香村のこともありました、県古都買い上げ地というのがあります。古都の買い上げ地というのは、基本的には何もしない、厳しい規制のある土地なので、現状はほとんどがそのまま放置している。放置ではなくて、県が何も手をつけずに置いているという状態ですが、ニホンミツバチの生態としてそこに生息しているのかしていないのかという調査をやる話

を聞きました。生息調査と学術的な協力という形で、巣箱を置くことによってニホンミツバチがそこに生息している、していないが一目瞭然でわかりますので、県の古都買い入れ地に対して巣箱の設置は、ルールがありますので、行政財産使用許可は出していただいたうえで、設置をしていただいています。それは景観・自然環境課の対応です。

○桜木畜産課長 県産蜂蜜ブランド確立についてお答えします。

この事業は、平成27年度より県産蜂蜜のブランド確立に向けた取り組みを始め、平成27年度には奈良県養蜂農業協同組合に対して、蜜を集める能力の高い女王バチを導入し、能力の高いミツバチ群へ改良する取り組みへの助成を実施し、安定的な生産の拡大を図るための支援を行いました。

今年度はさらに県産蜂蜜のブランド化に向け、先ほど言いました養蜂農業協同組合が実施しています検討会の開催や、品質の高さと安全性を保證することを条件としたブランド認証基準の確立、奈良県産高級蜂蜜、大和の雫というブランド名の決定、公募したパッケージデザインの作成、試作品の試験販売などの養蜂農業協同組合の取り組みへの支援を実施しています。

県では試作品を3月7日から10日に千葉県の幕張メッセで開催されました第42回国際食品飲料展、一般的にはFOOD EXPO JAPANと言われていますが、そこへも出展して、首都圏で品質の高さをPRする活動を行い、味や香りがとてもいいと好評をいただいたところです。

その中で、来年度はレンゲ蜂蜜に味がすごく近く、高級な蜂蜜とされていますヘアリーベッチという花の蜂蜜について研究機関と協力しながら、認証基準やブランド認証に必要な検査方法や検査体制の確立を目指します。

これによりまして、昨年秋より農・畜産・水産物のブランド認証制度であります県プレミアムセレクトの品目に、県産のヘアリーベッチ蜂蜜も加える取り組みを進めていきたいと考えています。あわせまして、県養蜂農業協同組合が行うブランド蜂蜜の普及啓発や販売促進への支援も実施する予定です。以上です。

○山本委員 景観・自然環境課長が、ニホンミツバチとおっしゃいましたけれども、私もまだ日が浅いものですから、詳しくヤマトミツバチの説明はできませんが、それを日本発祥の大和のミツバチとしてヤマトミツバチと命名しているそうです。そういう面で巣箱の設置は、なかなか行政としては協力しにくいいろいろなルールがあろうかと思うのですが、そういう取り組みをされている方、ミツバチの衰退によって森も衰退するし、農

作物も衰退するという事も聞いています。

そういうことも含めて、ぜひ今後も協力をしていただきますようよろしくお願いをしたいのと、また、それに相反するのがセイヨウミツバチだそうです。ヤマトミツバチが衰退したのは、セイヨウミツバチのせいと言うのはおかしいけれども、そういうこともあるという話も聞いています。蜂蜜のブランド化というのを、アスカルビーや大和牛や大和肉鶏という形で、奈良県の農からの発信でブランド化をしていただいて、活性につながっていくのは大いに結構なことですので、しっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○阪口委員 先ほど山本委員から質問されました。一般質問もヤマトミツバチ、ニホンミツバチのことでした。私も1点だけ、景観・環境局へ質問をします。

先ほど山本委員が発言されましたが、少し追加して発言をします。山本委員が言われた団体といますのは、奈良市の高畑にあるビーフォレスト・クラブ、ミツバチと森をつくる会です。代表は吉川氏です。パンフレットに掲載されています一部を紹介します。

自然の森は川や海を豊かにして、日本の農業や漁業、そして私たちの生活や経済環境をつくり、日本の伝統文化の基盤をつくってきました。近年、その森の減少とともにヤマトミツバチ、植物の受粉を手助けする生物、ポリネーターが減少しています。もしこのままミツバチが減っていくと、日本の森や農作物の受粉に大きな影響があり、生活も成り行かなくなり、大変な状況を迎えていますということです。さらに、吉川氏と話をしていると、ヤマトミツバチの減少の原因は、ダニウイルスの感染で、対策としては、ミツバチが生息しやすい環境整備だそうです。

私は昨年、文教くらし委員長をしていましたので、充て職で奈良県自然環境保全審議会にも出席して、奈良県はいろいろなことについて体系的に考えておられると、非常に印象に残りましたので、家で大事に置いておきました。勉強させていただきましてありがとうございました。

そういう関係で、自然環境について興味を持っていて、この間出された奈良県環境総合計画も熟読しました。環境総合計画では、7つの柱で施策事業を展開されているということです。少し紹介しておきますと、景観の保全と創造、清流の保全と復活、生物多様性の保全、人づくり、地域づくりの推進となっています。さらに、奈良県はこのように施策の一つとして生物多様性なら戦略をつくっておられ、読んでいますと、このミツバチのことは、どこの施策に入るのか、どこにも入らないのかとったりもして、新しいことで

すので、私もわからないわけで、きのうも景観・環境局の担当者と話しましたが、きょうお聞きしたいのは、ニホンミツバチの巣箱や生息状況の調査をされていますけれども、奈良県の生物多様性なら戦略を踏まえて、戦略の今後の動向についてお聞きをしたいと思います。

○佐野景観・環境局次長（景観・自然環境課長事務取扱） ニホンミツバチについての質問です。

先ほど山本委員がヤマトミツバチとおっしゃいましたが、申しわけございません。県の担当ではニホンミツバチというのが一般名ですので、ここではそう呼ばさせていただきます。

ニホンミツバチがポリネーターとして生物多様性を支える重要な生物の一つであることはよく承知しているところです。一方、奈良県におけるニホンミツバチについては、今年度のレッドデータブック改訂版の編さん過程での専門家による調査では、県内に生息していること、及び危機的状況にはないということも確認しています。生息の動向については、まだ把握できていないということも現状です。

そこで、県内の自然環境の保全に関係するさまざまな団体がありますが、相互の連携及び協働を図ることを目的として、平成26年3月に生物多様性ネットワークを設立しました。これは生物多様戦略の一環です。そのネットワークの組織力を利用して、今後は情報を収集するなど、いろいろなことの把握に努めまして、ニホンミツバチの生息動向を注視していきたいと考えています。以上です。

○阪口委員 セイヨウミツバチについては、先ほどの山本委員も発言されましたけれども、ブランド化は非常にいいことで、県のブランド化をしていただきたいと。

もともとセイヨウミツバチは外国から来ていますので、日本古来ではニホンミツバチ、私たちはヤマトミツバチと呼んでいますけれども、そこへの支援も、バランスからいきますと必要性はないかと思うのですけれども……。

（「総務部長に聞かないとわからないかな」と呼ぶ者あり）

そうですね、そこら辺はバランスの問題をお聞きしたいと思います。

○森山委員長 バランスの問題、答えられますか。

（「総務部長だったら」と呼ぶ者あり）

○阪口委員 総務部長で。副知事でも結構です。

○浪越副知事 予算のバランスという話ではないですけれども、今、ニホンミツバチの話

を聞かせていただいて、なるほどという思いはしました。

これから巣箱の設置や生息の実態などの調査についてしっかりしていけないといけないと思いました。ブランド化になるのかどうかは、まだまだこれからの話ですので、そういう生息の調査というところに力を入れていくのかと思っています。以上です。

○**阪口委員** さらにお聞きしたいのは、奈良県の生物多様性なら戦略（概要版）の14ページで団体、地域や学校での自然環境保護保全活動支援と書いていますのは、ミツバチと森をつくる会という団体なども適用されると考えたらいいのでしょうか。

○**佐野景観・環境局次長（景観・自然環境課長事務取扱）** 想定していますのは、もう一つ、奈良県希少野生動植物の保護に関する条例を定めていまして、その中で特定の絶滅のおそれのある12種の動植物の指定をしており、その12種に対する保全活動をしておられる団体に対して、今のところは助成をしているという考えです。以上です。

○**阪口委員** わかりました。

もう一つ質問は、生物多様性なら戦略（概要版）の14ページに、地域や学校での環境教育や体験学習の機会を提供すると。私はビーフォレスト・クラブの活動を、自然がどうあるべきかということ、巣箱づくりをしていく、巣箱を設置していくなど、私も教師を38年やっていたから、一つの教材として考えていけるのではないかと。環境教育というのは非常に重要ですので、こういう活動も、私も文教くらし委員会ですので、教育委員会の管轄かと思えますけれども、環境教育、体験学習の機会の提供ということと、こういう活動の関連がもしあるのでしたら説明をお願いします。

○**佐野景観・環境局次長（景観・自然環境課長事務取扱）** 環境教育の話で、先ほどの、12種の話を紹介しましたがけれど、その中に、学校の教職員の方もおられますし、OBの方もおられます。そういった方々が子どもたちを集めて、地域で環境教育していることに対して、県がいろいろサポートしているというのが今の実情です。以上です。

○**阪口委員** 発言は最後になります。浪越副知事には、お答えいただきましてありがとうございます。

その団体の方と山本議員と私と話をしていましたら、横からうちの会派の川口議長が来られまして、蜂は危ないと言われるのかなと思ったら、非常に積極的で、すぐに担当者を呼べということになりまして、私の発言も、いろいろ考えの違いもありますので個人で発言している場合もあります。この件については、会派創生奈良として取り組んでいます。自民党奈良の西川議員も、好意的なとり方で、何か協力してあげるという感じですので、

今後また各課にご相談に上がりますけれども、よろしく願いいたします。以上です。

○田中委員 数点質問します。

みつえ高原牧場について、どのような方向性をお示しいただけるのでしょうか。特に農林水産省との絡みで、どのような形で推移しているのか、状況をまずはお尋ねしたいと思います。

○桜木畜産課長 まず、田中委員みずから個別に農林水産省に出向いていただき、要望ありがとうございました。

委員がお述べのみつえ高原牧場を核とした畜産振興への支援についてですが、昨年11月に来年度の政府予算編成等に関する要望に追加して、県から要望活動を行いました。要望の中では、県の畜産振興を目的として、みつえ高原牧場を核とした畜産団地の造成や牧場の再整備に向けた取り組みに対して、牧場整備や畜産団地整備に係る施設用地の造成費用も含め、財政的支援を要望しています。これまでのところ、農林水産省からの回答はありませんが、今後も国からの財政的支援の確保ができるよう、情報収集に努めるとともに、粘り強く要望を続けていきたいと考えています。以上です。

○田中委員 平成29年度からの部分もあるでしょうから、ぜひ強力に農林水産省に向かって支援をしてもらえるように活動していただきたいとお願いをしておきます。

次に、地籍調査について、概略的に聞こう思っていたのですが、清水委員から先にいろいろと質問をしていただきまして、なるほどと思って、逆にもう少し聞いてみようかと思いました。いろいろと林の中でされている作業を、地籍調査にどのように反映されようとしているのか。地籍調査の実情の資料を、どれだけありましたかと県内の様子を見ていますと、桜井市ゼロ%、五條市8.1%、御所市ゼロ%、曾爾村1.5%、御杖村0.7%、高取町0%、黒滝村8.6%、天川村2.8%、野迫川村2.3%、十津川村0.1%、下北3.0%、上北0.4%、川上村0%、東吉野村0.7%、なぜ今、村とか市を挙げたかといいますと、林業に関係の深い地域の市町村です。林地の部分が、やはりかなりおくられているということがあるようですし、林業に携わる年齢層を考えましても、非常に林地を早急にしないといけないという意味がご理解いただけると思います。

いろいろな方がこの予算審査特別委員会に関心を持っておられると思いますので、突然のお尋ねですが、林業従事者の平均年齢というのは、資料としてはお持ちでしょうか。

○熊澤林業振興課長 林業就業者の平均年齢は55歳です。

○田中委員 先ほどの議論の中にも出ておりましたが、正直言って、境界線がどこかとい

うこともわからない人がかなり、現実にあると思います。林業家ですが、住んでいるのは都市部という方もおられますし、山へ行ったことは、5年も10年も前に一度行っただけで、どこにあったかわからないという方がかなりふえてきているのも現実です。

先ほどからの議論の中で、林地のいろいろな調査や、そういうことも台帳をつくってやるなどや、既存のデータを市町村に流してどうといういろいろな議論はありますけれども、やはりきちんとしたものをつくって、それをもとにしていろいろな施策を行っていくことは基本中の基本だと思いますし、地籍調査の中で一番おこなっているのが林地だということもありますので、ぜひ強化されたいと思います。

それは後で答弁の中で一緒に答えていただけたら結構です。ところで、昨年の末に、社会資本整備円滑化地籍整備事業の制度が創設され、奈良県として具体的な形で地籍調査を推進するための改めての計画をつくっているのか、つくろうとしておられるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。

まず、林地ですが、私は、地籍調査を担当していますので、そちらの面からお答えします。

地籍調査の奈良県の進捗が悪い原因の一つとしては、県土の8割が山林であるという地勢的な要因があるのは、委員がおっしゃったとおりです。

先ほど、熊澤林業振興課長から答弁のありましたような林地台帳の整備も、県土マネジメント部も含めて、部局ときちんと連携して進めていくことが非常に大事だと考えていますし、地籍調査の進捗に当たっても、ご指摘いただいたことを踏まえて対応していきたいと考えています。

2点目の地籍調査の計画です。そこは、一定計画を持って進めているところです。ベースとなるのは市町村の要望や、取り組みというところがあり、また、県土マネジメント部の公共事業の関係もあります。その関係や計画を踏まえて、また、奈良県国土調査推進協議会では、関係部局が集まって年3回ほど、横の連携をとるように情報を共有していますので、県だけではなくて、市町村においても関係課が連携して取り組めるように、きちんと進めたいと考えています。

○田中委員 最後のところでお答えいただいたのですけれども、公共事業とのかかわりの中で、この地籍調査を進められていけば、市道や県道や国道の工事がすんなりとできるということで、地籍調査の持っている力は、すごいものがあると思うのです。山中ですけれ

ども、私たちの宇陀地域でも、県道や国道の道路工事をしようということで県土マネジメント部でお考えいただいても、なかなか当初の予算はついたけれども、そこから前を向いていかなくて、予算を流したと。後から、5年、10年たってから、また違う名目で予算を新たにつくり直しして、それで進んでいかなければならないということもありました。

ご承知のように、10年以上前から取りかかっている農道がいまだにできないのは、宇陀地域の中にある、予算を早くつけて事業を進捗していただきたいとお願いしている箇所があるわけです。それは、何が原因かと言ったら、対人というか、所有地が特定ができていない現実があって先送り、調査する人間の数が足りないから、職員の数が足りないからすぐにできませんと、また来年です、また再来年ですとあって、だんだん引き延ばされて10年以上かかっているというのが本当の姿だと思いますから、よし、この事業をやろうと、この農道をやろうといった決断をされた後はスムーズに事業が進むためにも、地籍調査は、絶対必要なことだと思いますから、ぜひ力を注いで、地籍調査に努力をしていただきたいとお願いをしておきます。

それから、次の質問は、電線の地中化のテーマです。

新谷議員が本会議場で質問をされて、私も質問しようと思っていたのですがけれども、新谷議員が質問するから、同じ質問はとってしまいませんでした。しかし、現実の話をしましたら、事前に担当者とも話し合いをしたのですけれども、地中化についてもかなり技術が変わってきたといえますか、投資する金額も少なくて距離を伸ばせるということもかなりできてきたようです。

ですから、他府県に比べて、奈良県はかなり低いですので、ぜひ推進をしていただきたいとお願いしたいと思います。

また、こちらのおられる宇陀市松山地区の伝建地区の地中化について、私は、環境審議会に入っていましたので、そのときにお話をしましたら、計画は既にできていて、それに基づいてやっているからおっしゃいました。それはそのとおりだと思いますけれども、なかなか前を向いて進んでいきにくいものがあるのではないかと思います。地中化全般についての努力をしていただきたいと申し上げておきたいと思います。

これは道路管理の関係もあり、実際の事業については県土マネジメントの担当になると思いますから、改めてあした、県土マネジメント部にお尋ねします。そういうテーマが、たしか環境審議会にありましたので、それならもう一度質問として、どうお考えなのか、お答えください。前は理事が、それは既に計画どおりやると答えられました。

○**樹田景観・環境局理事** 環境審議会で、県の環境総合計画をつくっています。先ほどもご紹介いただきましたが、7本の柱という体系です。環境の総合計画ですので、景観・環境局だけが所管する施策、事業ではなくて、幅広く、それに関係する寄与する効果のある事業を掲げています。

その中で、委員がお述べのように電線類の地中化は景観の分野で捉えています。そういったところで計画をしており、個々事業については、県土マネジメント部、まちづくり推進局でやっていただいているということです。

○**田中委員** なぜ執拗にそのようなことを訪ねたかといいますと、無電柱化は、宇陀市松山地区の伝建地区で、もうできていますというお答えをいただきました。これだけの面積で、路線で、こういう形でできていますということ。けれど、普通の人が一般的に見ますと、無電柱化といえ、電柱がなくなるというイメージですが、お答えいただいた写真を拝見しますと、電柱は残っているので、一般の人から見たら、整備ができたとはなかなか言いにくいのかという気持ちがありますので、あえて質問をしたということです。

これは既にできた部分の話として、成果としてなさっておられるのだと思いますので、やり直ししなさいとまでは言えないと思いますから、今後の推進方については、どういう具体的なやり方をするのか、よくごらんいただいて計画をしていただきたいという要望だけしておきます。

それから、要望だけにしようと思ったのですけれども、有害動物対策についてお尋ねします。

実は宇陀市では三重県との関係で、直接農林水産省産とのかかわりの中で、有害動物の処理対策をしようという予算をつけていただきました。残念ながら予算を流したようですが、それは処理場をつくることの難しさを如実に示したものだと思っております。移動式解体処理車については、大いに期待するところです。いろいろ調査をした上でおっしゃっていますが、解体処理する時間の問題や、いろいろなジビエとして利用できるかどうかの判定の中にも、その部分がかかわってくると思いますので、推進していただきたいと思っております。

もう一つ、有害動物の関係で、先ほど山本委員から射撃場の問題についてご指摘がありました。以前にも私も本会議場で質問したこともあります。再確認ですけれども、奈良県には射撃場で練習することが更新していく上で必須ですし、奈良県はほかの府県でそういうことをやるので、交通費補助などしやすいように対策はしていただいておりますが、県内

での施設はありません。

他府県との関係でお尋ねしますが、今射撃の訓練する場所を持っていない府県はどれだけありますか。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 射撃場は、公機関と民営がありますが、全くない県は奈良県だけと認識しています。

○田中委員 以前、半分くらい持っていない県がありますというのと違って、全国的に見ても持っていない県は奈良県しかないぐらいのイメージで理解しますから、特に正確な言葉は言いません。けれど、実はそういう状況にあります。

なぜできない、なぜしないのかという話をしましたら、鉛の害の問題があるから慎重だということをおっしゃいました。それはそれで一つの理由かも知れないのですが、その理由が他府県ではどう解消されているのか、他府県は全然そういうことを気にせずにやっておられるという答えなのか、その部分のお考えをお示ししたいと思っています。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 一昨年、県で射撃場の調査をしたことがあります。それぞれの施設について、おっしゃった鉛の対策はされています。全くされていない施設はなく、調査した施設については全部そういう対応をされていました。

○田中委員 他府県もできることですので、奈良県もぜひ同じような対策をしていただいたら、奈良県で射撃場がつかれないということはないと思いますので、前向きにご検討をいただきたいということをお願いしておきます。

あと要望だけしておきます。

実は、知事肝いりでフォレストアカデミーをつくられるということで、ずっといろいろとお考えを示していただいたのは大変ありがたいことだと思います。

けれど、雑誌を見ていると、よく似た施設が各地域にあるようです。スイスとの交流を含めて、奈良県は独自のものをつくらうとしているということで、それはそれで特色があって、大いに結構なことだと思うのですが、よく似た施設があることを踏まえて、ぜひとも全国的にも奈良のフォレストアカデミーはすばらしいと言ってもらえる施設にしたいとお願いしておきます。

それから、昨年、農業ワールドという展示会に行ってきました。この会社を、宣伝するわけではないのですが、なかなかすばらしい展示会でした。近々また大阪でもあるようですけれども、農業のあり方を問いかけるといいますか、既にここまで進んでいる、

農業参入についても、他府県では、うちの県に来ていただいたら、こうやって協力しますというアピールも、他府県の各地域の方がされておられました。会社の食品工場のようなものをハウスをつくってされたらどうですかと、我々も指導して協力しますということを示しておられるほかの県もたくさんありました。

ぜひとも農業関係者にもこういうところに行っていただいて、新しい農業のあり方を見ていただくことが必要かと思えますし、県庁の職員にも見ていただけたらありがたいと思います。

それから、もう1点だけお願いをしておきます。薬草の栽培関係について、田野瀬衆議院議員が農林水産大臣を呼んできて、現場まで行っていただいたりして、役所でも振興を図るよう努力をされました。もちろん奈良県も、いろいろな施策を講じていただいているところですが、なかなか一年でといいますか、1カ月、2カ月で短期の軟弱野菜ではなしに、2年も3年もかかって一つのものを、つくり上げていくという形の農業部門だと思いますので、ぜひ力強い推進を今後も続けていただくようお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 先ほど射撃場のお尋ねの件ですが、手元に資料がありまして、全国に射撃場がないのは、公営、民営含めて奈良県と東京都の2つです。以上です。

○森山委員長 審査の途中でありますが一且午前中の審査を終わりたいと思いますが、午前中の質問で確認をとらせていただきたいと思います、総括審査を行う方はいらっしゃいますか。

○清水委員 先ほど通告を忘れましたが、N A F I Cについて総括審査をお願いします。

○森山委員長 承知しました。

それでは、午後1時より再開します。暫時休憩します。

12:04分 休憩

13:02分 再開

○森山委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、ご発言願います。

○西川委員 奈良マラソンについて、お伺いをします。くらし創造部の皆さん方には非常に尽力をしていただき、1万3,700人の参加者を募って開催をしていただいていますことに、まず、敬意と感謝を申し上げます。

その中で、今の時代ですので、一つは受益者負担の原則というファンデーションに立つと、どのくらいのバランスシートになるのかお聞きをします。まず最初に、予算をお聞かせください。

○村上スポーツ振興課長 来年度予算案の中には、7,450万円の負担金を計上しています。

○西川委員 7,450万円をざっと募集人員の1万2,000人で割りますと、1人当たり5,400円強の県からの負担になりますけれども、総事業予算は幾らになっているのですか。

○村上スポーツ振興課長 予算規模でいいますと、3億円程度になっています。

○西川委員 そうしますと、あと2億3,000万円ほどは協賛金、賛助金などという形で募ってあるということになるわけですか。

○村上スポーツ振興課長 収入の内訳を申しますと、県と奈良市、天理市の負担金の3つが公からの負担金です。それ以外に、参加される方からいただく参加料が2つ目です。3つ目としては、協賛いただいています企業からの協賛金で、あと、細々としたものでいいますと、例えばエキスポの出展料というものもその他としてあります。

○西川委員 8,200円のエントリーフィーが高いか安いかについては、ほかのマラソンのデータ等もらい、それなりの規模的なものでいくと、若干安いという感じはします。といいますのは、募集人員が1万2,000人規模でいきますと、富山マラソンがエントリーは1万円ですので、1,800円安いということになりますが、エントリーフィーがどうこうという問題ではないと、これがリーズナブルなエントリーフィーかどうかという等での見識だけは、お伺いをしたいと思います。

○村上スポーツ振興課長 先ほども申し上げました大体1万人か2万人規模のほかの県で開催されていますマラソン大会の平均的な、参加料、自治体からの負担金、協賛金の割合を平均しますと、参加料の割合が約40%程度、自治体の負担金が約26%、協賛金の割合が約29%と、これが平均の値になります。これを奈良マラソンに当てはめると、参加料が41.7%、自治体からの負担金が33%、この二つについては平均よりも高くなっています。逆に、協賛金の割合は13.5%で、この割合を比較しますと少し少なくなっています。

多数の県内外の企業、団体様から協賛いただいているところですが、他地域に比べて少ないのが否めない実情であると思います。

○西川委員 中身を聞いてみますと、むやみに安いのではないですかという偏ったことは言えないと思います。皆様方のボランティアも交えての中で、私自身も2回参加というのか、スタート時に参加をして、見たわけですが、その中でこのようなことまでしないといけないのかということが、気づいた点、私の率直な意見を申し上げますと、一つはタレントを呼んでの司会と出発は果たして奈良マラソン参加者にとってはほんとうに有益かなど。見ている見物人としての形からいきますと、若干意義はあるように思いますが、この点について、どうのお考えでそのようなシナリオになっているのか、お聞かせいただきたい。

○村上スポーツ振興課長 奈良マラソンのコンセプトとして、ランナーに優しく楽しい大会を目指すというコンセプトでやっています。考え方はいろいろあると思いますが、出発のときに応援いただけるタレントの方や、エキスポにステージを置いていますので、ランナーを待っている間に、応援に来ていただいているご家族の方などが楽しんでいただくような企画をしているところです。

○西川委員 平成29年で第8回目になります。桃栗3年柿8年ということわざもありますように、8回目ということであれば、内容的にも少し見直しをしていただいて、より中身の濃い奈良マラソンにさせていただきたいということを希望します。最初にも申し上げたように、県庁の職員にもいろいろとご苦労かけてやっただいて、それに対しての参加者から見ますと、奈良県が4, 135人で、断トツというのは当たり前のことで、2番目が大阪府の2, 891人、第3位が兵庫県の920人、第4位が京都府の812人、ベストファイブが愛知県の559人。このようにエントリーから見ますと、数字では北は北海道から南は沖縄県までという範囲ですけれども、ただ、沖縄県は一人で、果たして北は北海道から南は沖縄県までと言えるのかどうかはあるのですけれども、沖縄県からも参加をしていただいているということですので、今後ともなお一層中身の充実と、そして、できるだけ受益者負担の原則ということに対して、もう一度是正するところは是正をしていただく。先ほど、今までの予算審査特別委員会の中でも、総務部長もおっしゃっていますように、優先順位があり、そして貴重な税金です。私ごとですけれども、3月になりますと税金を払いたいが払えないという状況にたびたび陥りますので、奈良県にお住まいの方の血潮で抛出された税金の納付の中で、行政ですので、そろばんは外してでも、やはり予算化しなければいけない面もあろうかと思いますが、できるだけ地方事情により最小限の予算で最大の効果を生むような運営の見直し等を図っていただいて、今後も奈良マラソンが

より盛大になることを希望して、私の質問を終わります。

○太田委員 私から、農業の問題について、奈良県の農業の担い手は、高齢化が非常に進んでいると聞いており、また、担い手も減少しているのもあると思います。その確保の取り組みについて、まずお伺いをします。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。奈良県の農業の担い手は、平均年齢が69歳と非常に高齢化しており、農業者も年々減少しているところです。そうしたところから、将来の奈良県農業の担い手の育成、確保は、県として重要な取り組みであると認識しています。

そのため、県庁と県下4カ所の農林振興事務所に、担い手ワンストップ窓口を設置して、農業経営や農業技術、国や県の支援制度などに係る相談に対し、きめ細やかな対応を行ってきています。平成27年度で249人、延べ1,049件の相談があったところです。

県としては、将来の本県農業を担う新規就農者を育成するために、平成21年度から農業新規参入者支援事業を実施して、意欲を持って就農を希望する者に対して、早期に農業経営が開始できるよう、NAFICや県内先進農家で実践的な研修を行っており、これまでに25名が新たに県内で就農しています。

また、就農前の研修期間及び経営が不安定な経営開始初期に給付金を給付して、青年の就農意欲を喚起する青年就農給付金を活用いただいているところです。平成28年度は、3月末までに就農前の研修期間の準備型として31名、経営開始初期のものとして経営開始型96名について給付を行う見込みです。

このほか、県では意欲ある担い手の確保に向けて、NAFICのアグリマネジメント学科での担い手育成、県の普及指導員による農業経営や技術のフォローアップ、農業機械や施設導入などの初期投資に対する補助事業などを実施しています。

さらに、将来、経営ノウハウを持つトップリーダーとなる人材を育成、確保するために、平成29年度から、若手農業者を対象として、農業経営塾を開校したいと考えています。

最後に、奈良県農業の振興を図る上で、意欲ある担い手を確保、育成することは重要な農政の柱と考えており、新規就農希望者の意向や相談に耳を傾けて、将来展望を持って農業が営めるよう、一人ひとりのニーズに丁寧に対応したいと考えています。以上です。

○太田委員 平成26年の数字では185名の方々に対応していると、支援制度として、国や県の農業経営や農業支援の相談は、553件だったのですが、先ほどお聞きしますと直近では242名、延べ1,049名で、相談件数という点ではほぼ倍になってい

るかと思うのですが、どういう理由があるのでしょうか。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。若い人もそうですし、もしくはサラリーマンで、60歳で定年してから、農業に関心を持っていただいている方がふえているのははっきり言えるかと思えます。そういったことが、件数の増加にもあらわれていると思います。

ただ、農業経験のない人が、すぐ農業に入るのは、土地も要りますし、いろいろ技術も要るものですから、ふえたことに甘えずに、しっかりと就農に結びつくように県としてもきちんと丁寧にケアしていきたいと考えています。

○太田委員 242名の方々が実際に相談に来られて、25名の方が就農するという状況になっているということによろしいのでしょうか。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 委員のおっしゃるとおりです。

○太田委員 そうしましたら、奈良県全体の農業をされている方の数は、平成28年3月現在で見ましたら、総農家数が2万5,596戸、農業就業人口が1万9,422人となっており、この農家数は、どのような推移をたどっているのか。大きく減っているのか、それとも現状維持になっているのか、その点はどうでしょうか。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。推移のはっきりした数字が、今、手元にありませんが、総農家数も就業農業人口も、両者相当数減っていると思います。

○太田委員 新規就農においても、242名の方が相談に来られて、実際に携わるのは25名と、一方で減る数が多いということで、やはりここへの支援はすごく大事だと思っています。

中でも、大和野菜は、奈良県がブランド化として取り組みをされているかと思うのですが、私もパンフレットも見て、去年、経済労働委員会の県内視察で大和高田市松塚にありますUEDAなっば工房を視察するというので、私も参加させていただきました。さまざまな努力がされているかと思うのですが、大和野菜は、特に県としてどのような取り組みをされているのか、その点についてお伺いをします。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 県の大和野菜の取り組みですが、委員がお持ちのパンフレットにも出ていますが今、大和まななど25品目を大和野菜として選定しています。県としては、大和野菜そのものをチャレンジ品目に指

定し、重点的に振興しているところです。

具体的に申しますと、生産面において、生産拡大、品質向上によるブランド化に向けて、農家に一番近い農林振興事務所等が主体となって、例えば大和寒熟ほうれん草の大型トンネルのハウス栽培や、黒滝村に白キュウリがありますけれども、こういったものを特産品として育てるということがあってキュウリの育て方や、また、平たん地域によくあります黄金まくわの良食味の品種の検索と実証展示をしながら進んでいるところです。

また、平成26年2月に大きな雪害がありましたけれども、雪害対策として農業研究開発センターが開発した、風雪害に強いパイプハウスの開発をしています。これを実証展示などをしながら生産者に普及しているところです。

また、加工面においては、付加価値を高めて奈良のオンリーワンの加工品を開発したいということも含めて、農業研究開発センターにおいて、例えばアントシアニンという機能成分が含まれている下北春まなの中に、特に多いと思われる赤系統のものを見つけ出し、これを育成して、加工することにより粉末にします。特に今、桜井市などで頑張っています小麦を利用して、彩りそうめんを開発していきたいという取り組みもしています。また、山添村の片平地区にも片平あかねという大和野菜がありますが、片平あかねの甘酢づけを活用したドレッシングを開発していきたいと取り組んでいるところであります。

さらに、流通・販売面において、主に首都圏の百貨店や食品スーパー、卸売市場、奈良まほろば館などで、大和まなの試食をしてもらったりして、大和野菜などの県産農産物のPRフェアを開催しているところです。また、大和野菜25品目のリーフレットなどを作成して、県内外に広くPRしています。

今年度は、県が主体となって生産、流通、加工、販売まで一貫通貫して、いわゆる縦型事業協同組合と言いますが、これをモデル実証するために大和野菜の増産を目指す県営研修農場を宇陀地区で進めており、3月末には完成する運びです。

来年度には新たに、大和野菜の中でも花みょうがなど新規作物の作付面積拡大を図っていきたくて考えていますし、また、先ほど申しました県営研修農場において大和野菜を周年栽培して、首都圏等へ向け出荷する予定です。

今後とも県が率先して、生産、流通、加工、販売の各視点から大和野菜の生産拡大やブランド化に邁進したいと考えています。

○太田委員 生産、流入、加工、販売への支援とあわせて、大和野菜としての販売PRも行っているということですか。

私も実際にここに伺いまして、お話を聞きますと、この方はもともと自動車販売の会社員で、それをやめて農業を務められているということです。先ほどの新規就農、研修というところでも、こういう切り口での農業への携わりが非常に大事だと思いますので、その点の支援、また、農家に行きますと、障害を持たれている方々の雇用や研修生の受け入れなど、さまざまな雇用につながる取り組みもされていますので、あわせてその点についてもお力を入れていただきたいと思っています。いろいろなところに聞きますと何といても、農業は、いろいろな方が、相談に来られても、実際に農家として自立していくのは、熱意を持っていても一握りで、それで食べていけるかどうかといったところで壁になっていると聞いています。私たちも議会の中でも言っているのですが、地産地消を大いに進めていくという点では、学校給食での地場の野菜、地場産物を普及していくことは安定的に生産していくことにつながりますし、また、地域にもそういう野菜があることを知っていただくいい機会になるかと思うのですが、学校給食の地産地消という点での現在の取り組みについてお伺いをします。

○辻本マーケティング課長 太田委員の学校給食に関する取り組みについて、お答えします。学校給食における地産地消の取り組みについては、児童・生徒たちが、地元の安全、安心な県産農産物に親しみ、健康的な食生活を目指す食育の推進につながり、また、地域農業の振興にも寄与すると考えています。

県の取り組みとして、学校給食への地場食材の活用や、メニュー開発を促進するため、平成27年度にJAならけんや給食関係者、関係機関で構成される学校給食における地場産物活用プロジェクトチームを立ち上げ、協議を重ねてきたところです。今年度については昨年11月ごろから、川西町、三宅町、田原本町の磯城郡3町をモデル地域として、冬場に収穫時期を迎えます大根について、地元産を活用し、おでんやみそ汁のほか、大根サラダなどのメニューを給食に提供し、児童生徒から、また、関係者も含めまして、高い評価をいただいているところです。

また、地場産の農産物を用いました漬物や大和野菜のふりかけのサンプルを試作して、本年1月と2月には学校給食関係者に試食、評価いただく機会を設けるなど、学校給食に利用できる加工品開発に向けた取り組みを、県教育委員会と連携して進めているところです。

今後は、先日の本会議での代表質問に対する吉田教育長の答弁にもありましたように、農林部と県教育委員会が共同で推進会議を立ち上げまして、学校給食における県産農産物

の活用を進め、学校給食の質の向上を図っていきたくと考えています。以上です。

○太田委員 平成27年度は、国の地方創生交付金を活用して、県内の農産物や加工品を活用した学校給食への提供の経費も県に出してもらっていて、例えば中学校でしたら1回60円などという補助金として、学校給食そのものへの直接補助は法律上できないらしく、農産物の補助、学校給食の援助という形でやられていたと思いますが、それが国の6次産業化ネットワーク活動交付金という形に変わって、かなり壁が上がってしまったといえますか、使いにくくなってしまったということも聞いているのですけれども、その点は実際どうなのでしょう。

○辻本マーケティング課長 今、太田委員がおっしゃった話で、平成27年度については、地方創生交付金を使いまして、県の事業として1食当たり小学校で50円、中学校で60円と購入単価が上がる分は補助をしていく事業をしていたのですけれども、平成28年度については、国の6次産業化ネットワーク活動交付金事業で、同じシステムの中で市町村が取り組めることになりました。

中身としては、学校給食における新メニューの導入実証などの取り組みに対して支援する事業内容を、市町村に対しては周知徹底をしたところですが、事業採択については、市町村での協議会成立、戦略策定といった事業要件があり、これが厳しいということでも少し取り組みにくい状況であるという現状です。

県としても、要件緩和について、国に要望を重ねているところです。以上です。

○太田委員 市町村の中で協議会などいろいろと立ち上げないといけないということで、負担がかかってしまうという、難しいことだったのですけれども、磯城郡でうまくいったのは、県が何か支援をした、何か働きかけがあったとかということがあったのでしょうか。

○辻本マーケティング課長 県として、費用的に補助したというのは基本的にありません。先ほど申しあげましたように、JAならけんや学校給食関係者を巻き込んだ形で、特に市町村の教育委員会の熱意もあり、成功事例につながった要因であると考えています。以上です。

○太田委員 県でも現在の制度がハードルが上がってしまって、なかなか市町村として取り組みにくいということで、国にも要望を上げてもらっているということです。市町村でやりたいと思っても、なかなかできないと。しかし学校給食を実際に食べている子ども、そのお母さんは、地域のを子どもたちに食べさせてあげたい、あるいは、どこでつくられたのかを本当にわかる形で示してほしいと、学校給食に関してはさまざまな要望も

あります。新たな活動交付金はハードルがあるということですので、県でも、その点での支援をぜひ求めておきます。

最後に、今井議員が先日、本議会でも質問しました部落差別の解消の推進に関する法律が国で通り、内容が部落差別をもとに実際調査や教育啓発、相談体制、これを地方公共団体に押しつけるという内容になっているのですけれども、昨年12月に成立した法律について、国から説明はありましたでしょうか。

○久森人権施策課長 部落差別の解消の推進に関する法律についてのお尋ねにお答えします。

委員がお述べのように、昨年12月16日に本法が施行され、国においては法務省が所管となっていますが、そちらからの説明会等の開催は現在のところありません。以上です。

○太田委員 法律を見ていますと、第1条で、現在もなお差別が存在するとして、差別の解消推進とありますけれども、この部落差別の定義は存在するのでしょうか。

○久森人権施策課長 部落差別の解消の推進に関する法律については、法律で定義がされるケースが多くあり、法律上定義が必要ではないかという議論もありましたけれども、昭和40年に出されています同和対策審議会の答申を踏まえた議論の上で制定に至ったと考えています。この法律については、定義はありません。

○太田委員 かつては奈良県でも旧同和地区の地区改良事業によって、住環境が改善されて、地区内外の住民の交流や居住の自由、職業選択の自由、若者の結婚感も変わるなど、さま変わりしてきました。

この法律が復活すると、同和行政を復活促進する口実にもつながると思っています。先ほどありましたように、定義はないということです。

改めてお伺いをしますが、国で法律ができましたけれども、県で条例をつくるなどという計画はあるのでしょうか。

○久森人権施策課長 県での条例制定の計画はどうかですが、本県においては、平成9年に、議員の皆様方の提案により制定された条例があります。奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例があり、その前文で、多様な人権課題の中の一つとして部落差別の存在を明記しています。今回、新しく制定されましたこの法律と基本的な認識が同じものだと考えています。また、この条例の目的は、人権の尊重について、県及び県民の責務を明らかにして、同和問題その他の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が等し

く尊重される社会の実現に寄与すると規定されているものです。そういったことから、本法施行に関連して新しく条例を制定する必要性はないと考えています。以上です。

○太田委員 改めて条例をつくる計画はないということでした。今回、この法律が国でもつくられましたけれども、附帯決議の中では、新たな差別が生むことのないようにという文言が2回使われており、これを進めるに当たっては非常に注意が必要だと思っています。私たちも、こうした法律が国でできて、新たな差別が生まれないように注視していきたいと思っています。以上です。

○亀田委員 先ほど申し上げればよかったですけれども、要望だけ1件述べさせていただけます。

きのう、教育委員会に質問したのですけれども、部活動の指導員の話です。

スポーツ振興課で所管しています総合型地域スポーツクラブのスポーツ指導員が、私が聞いている範囲では、ある学校の部活動の指導に行って、なかなか成績が伸びなかった部活動が県予選でベストフォーに入った事例もあるので、総合型地域スポーツクラブの指導員が、教育現場に行って部活動を教えるということが実際にあるのかと、想像しています。逆にスポーツをやりたいという子どもが学校にそのクラブ活動を教える先生がいない場合、そこへ指導員を派遣するということですが、例えば個人競技で、一人でしたいという、その一人につけるのかという話になると、例えば総合型地域スポーツクラブの指導員が、近隣の複数の学校の子どもたちを集めて指導する方法もあるのではないかと想像もしています。教育委員会だけの話ではなく、スポーツ振興課でも、横断的に議論を深めていただいて、スポーツをやりたいという子どものニーズに応えられるように、保健体育課とスポーツ振興課とぜひよろしくお願ひしたいと言っておきたかったのです。それだけ要望させていただきます。

○岡副委員長 それでは、3点ほど質問をします。

1点目、農林部に質問です。「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の166ページ、農地防災事業が予算組みされていますけれども、これに関連してお尋ねをします。結構大きな予算額です。多分いろいろなため池等の整備に使うお金だろうと思いますが、どのように使われるのか、教えてください。

○森山委員長 答弁者は誰ですか。

○岡副委員長 この件に関しては通告していませんでしたのでいいです。提言ですので聞いてほしいのですが、ため池等の防災という観点から、万が一、例えば大きな地震が来た

ときに、緊急対策をどうするのかということで、今は地震が起きても崩れないように、多分、補強工事など、いろいろなことをされていくのだらうと思いますけれども、それとは別の次元で、提案をしたいと思ひまして、このことを取り上げたわけです。

といいますのは、ある新聞記事によりますと、老朽化したインフラをI o Tを使って監視する体制をつくったらどうかという提言的な内容で、関西電力やN T Tあたりはそういう事業、分野に対して非常に積極的に研究開発をされているという報道です。

既に本県においても、地すべりなど山が崩れるようなところには、いろいろなセンサーを設置して、常時監視体制をしていると思うのですけれども、いけばそういうイメージの話だと思うのです。

常に危険な箇所等について、24時間365日、その動きを監視するためにI o Tで監視することを、ため池等、特に池の下に大きな集落があり、万が一、堤防が決壊した場合に、大きな惨事につながるおそれがあるところは、ぜひ一回研究してもらいたい。費用もそんなにかからないと聞いていますので、ぜひ研究してもらいたいと思いますが、このことについてお考えはいかがでしょうか。

○小林農村振興課長 ため池の動きを監視するI o Tの導入についての質問です。現在、ため池については、ため池の状況を、点検している状況で、点検対象は、防災重点ため池及び受益面積0.5ヘクタール以上のため池について、点検をしています。平成25年度から平成27年度に点検を実施しており引き続き実施していく予定です。耐震調査の実施状況と、防災重点ため池に係るハザードマップの作成等に、協力したいと思っています。

その中で、I o Tの導入については、今のところ検討している状況ではありません。以上です。

○岡副委員長 予告していなかったもので、ここでまとめて担当課で答えるのは難しいと思いますけれども、農林部長、よかったら一言お願いします。

○福谷農林部長 農村振興課長からため池の耐震や防災面における調査の実施は計画のどつとつやっているのは事実です。

ただ、委員がお述べのI o Tを利用することは、起こってはなりませんけれども、それらを未然に監視することが大きな目的だらうという趣旨だと思いますので、その点については、我々、まだそこまで認識を持っていませんので、一度研究をさせていただけたらと思っています。そういう形で対応したいと思っています。以上です。

○岡副委員長 今後研究課題として、よろしくお願ひしたいと思っています。

次に、先般私が代表質問で、県立医科大学の新キャンパスの話の中で、CLTという言葉を使い、少し話をしました。このことについて多くを語りたかったのですが、代表質問の制限時間の中で語れなかったのも、私なりにいろいろと勉強した経緯もありますので、ぜひ意見を申し上げたいと思います。まずCLTについて現在、全国はどのような状況なのか、活用というか、どのように取り組まれているのかという状況と、今後CLTを進めるとすればどういう課題があるのかの2点についてお尋ねします。

○中村奈良の木ブランド課長 私からはCLTの状況、今後の将来性等について、答弁します。CLTとは、ひき板を直交に積層接着した大型パネル材です。新しい建築材料として耐震性、耐火性、断熱性などにすぐれた魅力的な木質の材料です。工場でパネル化され、建築日数も短くなる長所があり、近年欧米を中心に中高層ビルにも使われている、将来性のある建築材料と考えています。

県内では、昨年8月に奈良市の社会福祉法人が5階建てのCLTビルを建てました。これは、1階はRCといたしまして鉄筋コンクリートづくりで、2階から5階がCLTになっています。これに、県も林野庁の予算を活用して助成を行っているところです。

全国的には、低層の建築物ですが、それを中心に、国の支援を受けながら約100棟を超える公共建築物等が竣工、建築中となっている状態です。

今後さらにCLT工法による建築を普及させていくためには、CLTの中高層ビルの建築での耐火性能等の技術的課題の解決やCLT工法に対応できる建築士の養成等が必要であると考えています。

一方、本年2月現在で、全国でCLTのJAS認定工場は8カ所あり、建設中と計画中のものも2カ所あると聞いています。CLTの新工場の建設には、少なくとも30億円から40億円の投資が必要になると聞いており、採算ベースに乗せるには、CLTの生産量は年間少なくとも3万から4万立方メートル、原木の調達は年間10万立方メートル程度が必要となります。初期投資が多額な上、原木調達が可能かどうかの検討も必要となってきます。

加えて、県としては、CLT工場の建設にはやる気のある民間事業者が事業主体となり、県が側面から支援、サポートをする体制が望ましいと考えており、木材業界と十分調整する必要があると考えています。

現状では技術的課題や、CLT工法に対応できる建築士が少ないことなどにより、建築需要は少ない状況です。こうしたことから、いち早く新設工場を整備した岡山県の銘建工

業株式会社、私も視察に行きましたが、こちらの工場の稼働率は、まだ1割程度にとどまっている状況だと聞いています。

しかしながら、CLTは新しい材料で奈良県産の杉のB材、真ん中の部分ですけれども、需要の拡大につながることを期待できますので、本県では平成27年度に日本CLT協会に加盟しました。平成28年度にも、CLTで地方創生を実現する首長連合にも加入しています。それから、建築士やCLT工法による建築に関する専門的なセミナー、研修会への参加を働きかけているところで、今後、強く関心を持ちながら、情報収集や研究に努めたいと考えています。以上です。

○岡副委員長 奈良の木ブランド課長みずからCLTの工場を視察されたということで、私も心強く思いますが、同じものを私も見てきた上での質問ですので、課題はたくさんあるのも、よく承知しています。ただ、先般本会議場でも申し上げたように、NHKが、「サキどり」という番組で2回も放送しています。私も興味深く、2回とも思わず見てしまいましたけれども、これからの林業活性化の起爆剤の一つになるのではないかと思いますので、何とか、奈良県の長年の悩みである林業復興のための解決策になっていかないと考えているところです。

そこで、提案ですけれども、課題はたくさんあるものの、ベクトルは近い将来、企業ベースに乗せてやっていこうということだからこそ、今8社、10社の既にプラントが立ち上がっているわけで、それに追随しようというところもあるように聞いています。ご存じのとおり、このプラントは材料になります木材を搬送するのに、遠くから搬送したのでは採算が合わないのです。ですから、材木の生産地の直近にそういうプラントをつくって、そこでCLTの木材を加工していくということがいいわけで、その点から考えますと、今まだ紀伊半島にはプラントがあると聞いていないのですが、その辺は予定があるとか何かそういうことは聞いておられませんか。お答えください。

○中村奈良の木ブランド課長 紀伊半島3県の中では、そういう話は今のところ出ていません。以上です。

○岡副委員長 私もそのように聞いていますけれども、それで、提案をしたいのですけれど、荒井知事は、非常に積極的に紀伊半島の3県の知事とサミットをやりまして、活性化のために取り組んでもらっています。ぜひCLTを、今後3県で共同して、何らかの形で、行政が旗振り役をしながら事業化していく方向はできないかどうか、3県の首長サミットの中へテーマとしてテーブルにのせていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○中村奈良の木ブランド課長 紀伊半島の3県知事会議の内容までは、私では答えられない部分がありますが、以前より、3県で林務担当課長会議を設置していますので、継続的に林業や木材産業に関する情報、意見交換はしています。その中で、CLT工場を議題に上げて相談、研究することは可能ですので、その中で考えていきたいと思えます。以上です。

○岡副委員長 越権行為を質問して申しわけありません。この件については、総括審査で知事に直接ご決意を聞こうと思えますので、よろしくお願ひします。

最後に、これも先般、代表質問で奈良県中央卸売市場に関する廃棄物処理の取り組みについて質問しました。時間の関係で、これもそのときは詳しく聞けなかったもので、少し追加して、質問します。

まず、初歩的な質問ですが、奈良県中央卸売市場は、現在、県からどれくらいのスタッフが行って運営構成がどうなっているのか、教えていただけますか。

○大月農林部次長（市場担当） 中央卸売市場に関する質問にお答えします。県から行っている人数で負担しているのは17名です。

県からの支援というか繰入金は、平成29年度予算では1,581万5,000円を一般会計から繰り入れていることとなります。

○岡副委員長 17名ということですが、これは、県の職員として直接人件費を払って行っている方が17名ということですか。

○大月農林部次長（市場担当） 県の職員が市場で従事しており、その人件費は中央卸売市場事業費特別会計で見ているということです。

○岡副委員長 市場の特別会計で。ということは、今質問しようとしている分野においては、また違う話になるのですけれども、全体としては特別会計の中で17名の人件費が払われて、それでそこで働いているということは、かなりの人件費がそこで使われているのだらうと思えます。わかりました。数字は聞きませんが、17名と聞いただけでかなりの人件費が使われているのだらうと思えます。

それで、この中でお尋ねしたいのは、何点かあります。中央卸売市場の運営について、体制を聞いたのですけれども、市場清掃組合の体質改善という点から今後どのような課題があると認識されているのか、まずお尋ねします。

○大月農林部次長（市場担当） 中央卸売市場においては、場内の事業者が排出する廃棄物について、同業の方がたくさん集まっておられますので、共同処理をするほうが効率

的ということで、80数社で清掃組合を組織して共同処理をしています。岡副委員長からも本会議でご質問いただいたように、その運営について、県は同じところにありますので、事務局をしっかりとサポートする役割を担っており、もちろん民間企業ですので、もっとも有利なところと契約する形で業者は選定されていますけれども、いろいろ事務処理について適正化を図る支援や公明性を高めるように入札を導入してはどうかなどを、今までもアドバイスをしてきましたので、これからもそういう形で経営改善に協力していきたいと思っています。

○岡副委員長 では、細かくお聞きしたいと思います。

まず、1点目、廃棄物処理が市場の中でされている中で、段ボールの処理の問題です。聞くところによりますと、入札に切りかえたと。それまでは、任意売却されていて、市場の報告書を見ましたら年間で約32万円の金額が上がっており、今回、入札にされたようですけれども、入札は済んだのですか。

○大月農林部次長（市場担当） 3月9日に入札をしました。

○岡副委員長 金額は幾らで決まりましたか。

○大月農林部次長（市場担当） 清掃組合については、今のところ情報公開制度というのがありませんので、額については来年度の分で契約もまだ終わっていない今の時点で公表するのは差し控えたいと思います。近畿の各市場とほぼ同じ、いい金額で落札されたと聞いています。

○岡副委員長 その辺の背景は私もわかりますので、それ以上強くは言いませんけれども、私が聞いた話では1,000万円前後ぐらいということも聞いています。それまでが年間32万円～33万円という処理だったものが、入札すれば大きな金額が出るのだろうと、いずれ結果はわかります。この差は一体何でしょうか。

○大月農林部次長（市場担当） 岡副委員長は、年間1,000万円とおっしゃいましたけれども、キログラム単価で入札をしました。

○岡副委員長 わかりました。

○大月農林部次長（市場担当） 今までキログラム単価では取引していませんでしたので、市場全体で排段ボールがどれぐらい出るかという総重量が、現在正確にわからないところです。ただ、1,000万円などという大きな額にはとてもではないですが、ならないと考えています。

○岡副委員長 聞くところによりますと、1キログラム16.2円ぐらいと聞いています。

それを、今までの量と掛ければ、おのずから金額が出るわけで、ただこれが正確に今まで把握していたのかどうかという問題もあるわけです。他の市場等の情報を聞いてみますと、奈良県の規模ぐらいの市場ですと、申し上げたように1,000万円前後ぐらいはあるのではないかという方もいらっしゃいます。もう間もなく数字がでると思いますけれど。いずれにしても、その半分としても500万円、今まで年間32万円、33万円ほどで、この違いというのは、何が原因だったように思いますか。

○大月農林部次長（市場担当） 清掃組合における廃段ボールの処理は、平成28年度までは、重量による単価契約ではありませんで、年間幾らという、先程副委員長がおっしゃいました、32万4,000円という数字で契約をしていました。ごみ集積場に持ち込まれた段ボールを引き取る際の値段として、入札がありましたが、これまでは広い場内の、15万平方メートルに散乱する段ボールも毎日回収するという回収業務も合わせた金額として年間32万4,000円で清掃組合と段ボールの引き取り業者とが契約をしたと。当然毎日のごみ回収という清掃業務も含んだ形で契約をしていたということなので、こういう低い金額になっているということです。

○岡副委員長 私は、どちらかといったら勘ぐり深い男ですので、しつこく聞きますけれども、清掃組合に売れば、恐らく今回入札でも出た金額があり、それぐらいの売り上げになったはずで、実際になっていた可能性があります。その差額は一体どこに行っているのかという認識はいかがですか。

○大月農林部次長（市場担当） 今までは回収業務込みの定額という形を清掃組合でみずから決定したと、そのときは一番それが、合理的だという形で決定されてきました。今回、県も勧めたことによって入札という新たなことに取り組んだ結果、確かに収入は来年度からふえると思いますけれども、そのことによって逸失利益が発生したなどという考え方は当たらないと考えています。

○岡副委員長 済んだこととはいえ、かなり大きな金額が過去、逸失されていたと私は思うのです。これはきちんと把握して、きちんとした手続を踏んで業者に売り渡しをして、収入を明確にしていれば、こんなことにはなっていなかったと思うのです。

これは今までの、管理上の認識が、17名も職員が派遣されていて、実質上部団体として、管理は県がやっているのでしょうか。管理契約を見ましたけれども、県の担当者が、事務や管理面をやるという文面があります。県の職員が大勢いながら、そういうことを把握していなかった。つい最近になって、入札に切りかえた。これは恐らく私が言い出したか

ら、入札したのかと思っています。やはりこれは大きな反省点だろうと思います。是正して入札されたということですので、結論としてはそれですとしたいと思いますが、過去の逸失利益についての認識については、責任はないという言い方をされたようですが、もう一度答弁してください。

○大月農林部次長（市場担当） 同じようなことを繰り返して恐縮です。平成28年度までは清掃組合、もちろん県も指導する立場にあったのですけれども、方法が毎日場内を回って回収するという、15ヘクタールの広いところを回って回収していただくという業務を含んだ値段として、これが一番合理的だとそのときは考えて契約をしていたわけです。今度は、場内清掃はまた別に新たにしなければならないのですけれども、段ボールの売却の利益という面に関しては、確かに平成29年度以降は今に比べてかなり大きな金額は入ることになりました。これは新たなことに取り組んだ改善の結果、利益が生まれたと考えています。

○岡副委員長 苦しいですね。要するに、私が言いたいことは、段ボールは以前から出ているわけでしょう。それを処理したいわけです。それを年間わずか30万円そこそこの金額で了としてきたことについて、実際入札したらその10倍、20倍になったはずです。このことについて、今振り返って見れば、反省はないのですかということを知っています。

○大月農林部次長（市場担当） 何度も恐縮です。回収業務自体の金額というのが、これからどれだけふえるかが、まだ見えない部分があります。ただ、岡副委員長がおっしゃるように、トータルとしては今までの金額よりは利益は上がると考えているところです。

○岡副委員長 同じ話になると思うのでもうやめます。でも、これは一つの例として、今回いろいろと情報収集した中で、やはり問題点だと思いましたので、この場でしっかりと認識をしてもらいたいという意味で取り上げました。

もう一つ、気になることがあります。それは、廃棄物と有価物の認識の問題がありますが、多分ご存じだと思いますけれども、平成25年の通達があるはずで、そこには、有価物とは何かということの再度の徹底通達があったと思いますけれども、その辺の認識についてお答えください。

○西井廃棄物対策課長 岡副委員長がお述べのとおり、平成25年3月29日付で、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から、全都道府県、政令市の所管部局長宛て通知が出ています。行政処分の指針についてというタイトルです。この中で、廃

棄物該当性の判断についてという項目があり一部読ませていただきます。廃棄物とは占有者がみずから利用し、または他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かはそのものの性状、排出の状況、通常取り扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断するものということで廃棄物の該当性を定義されています。実際、廃棄物の該当性については客観的な事実、客観的な証拠や事実認定、この辺もいろいろ踏まえて慎重に、廃棄物である、廃棄物でなければ有価物と判断しなければならないと考えています。

○岡副委員長 説明いただきましたが、わかったようで、まだわからない方もいらっしゃると思いますけれど、要は、それまでは有価物といえば、ゼロ円でない限り、1円でも値段がついて渡したら有価物だと思っている方が多かったです。追い銭を打って引き取ってもらうものは廃棄物という認識だったのだけれども、有価物は単に1円でも売れたら有価物ではないということを、平成25年の通達で、指摘されたわけです。なぜかというと、実際預かったものを処理するまでには運送料や手間賃がかかります。その上でなお、やった業者の手元にお金が残って初めて有価物なのです。

なぜ、このようなことを言うかということ、廃棄物処理法という法律があり、廃棄物を処理しようと思えば、その法律に基づいて処理しなければならないのです。ですから、市町村をまたがる場合の処理や県をまたがって処理する場合は、全て基本的には相手方に通知をしなければならないルールがあるわけです。しかし、有価物であれば自由に動けるのです。運べるのです。ですから、気をつけなければならないのは、奈良県下の市町村の自治体の担当者の判断においても、この辺がまだわかっていない担当者があるような状況です。いろいろと市町村に問い合わせして回答をもらったら、例えば先般取り上げました魚粗の問題にしても、ある業者はそれを集めて他府県へ運んで、養殖用の餌になり、結構高く売れるわけです。ところが実際は、廃棄物になると手間がかかりますので、形だけ有価物にして運んでいるおそれがあります。私が確認したわけではありませんが、そのおそれがあります。現場の各市町村の担当者がそのような認識ですから、これは有価物だから報告しないでいいと言われたら、そうですね、キログラム1円で売っていますからという感じで、終わっているわけです。そうではないということが、平成25年の通達で出ているわけですから、廃棄物対策課で、もう一度各市町村の担当者の方々が廃棄物処理法に基づいてきちんと処理されているのかどうか、特に廃棄物の処理についてはそういうルールがあるということを、再度徹底するように、事業者に対してもご指導をお願いしたいと思います。

奈良県の処理の中で、多少問題だと思ったのは、今でこそ、魚粗については有償できちんとした処理をされているようですが、かつては、その辺がわけのわからない状態で処理された時期もあったようです。廃棄物として処理されたのではないかと思われる節があります。それが廃棄物ではなくて、とんでもないところへ行っていたとか。

それから、もう一つ問題なのは、一時預かる中間保管施設等についても、いろいろと世間を騒がした問題があり、大阪のたしか田尻町でありました。そういうことも実は絡んでいるわけで、こういうことはきちんと、監視していかないといけない問題があると思うのです。特に、中央卸売市場から出る量も結構多いですし、その廃棄物も多岐にわたるわけです。例えば、野菜の残りでも、今はそれを全部リサイクルして肥料にするなど、いろいろできるわけです。そうしていけば有価物になる可能性もあるわけです。その辺のこともきちんと整理しながら可燃ごみ、不燃物木製、パラ製パレット、先程言いました段ボール、魚粗、発泡スチロールなどいろいろ種類があると思いますが、それぞれ、お金にかわるものはしっかりとかえていくことを、ぜひやってもらいたい。そして、誰かが、どこかで知らないうちに懐へ入っていることのないよう、職員はないと思いますけれど、甘い汁を吸っている業者がないようにするためにも、中身をしっかりと監視をしてもらいたいと思うわけです。

細かいことはまだありますけれども、基本的にはそういう認識を持って、これからの運営をしっかりとやってもらいたいと思いますが、農林部長、このことについて一言お願いします。

○福谷農林部長 副委員長からご指摘の部分については、非常に微妙なというか、そういう問題であるという認識もしています。いずれにしても、今後、中央卸売市場については、今考えております将来ビジョンの中で、当然県民の台所という基本的な考え方を忘れずに、開かれた市場を目指して、どういう形で改革をしていくかの検討を始めたところです。当然その中には、市場から出る廃棄物に対する処理の仕方についても、一つの大きなテーマであるという認識のもとに、これから関係者も含めた上で協議をしていこうとしているところですので、副委員長からのご指摘の分についても、十分認識の上、対応していきたいと思っています。以上です。

○岡副委員長 言い忘れていましたけれども、意見として申し上げたいと思います。農林部長からも答弁ありました市場のあり方をどうするかということは当然必要で、県全体の政策の整合性ということがあると思います。例えば道の駅でも農産物を県も積極的にどん

どん店を出させて、売らせています。そういう産地直送というのも、大事なことだと思います。そういうことに社会が変わってきた中で、では奈良県の中央卸売市場に、今後どのような役割を求められるのか。しかも、結構大きな人件費も投入しています。補助金も5,000万円、6,000万円と、実質的に使っているのですから、これだけの経費を使って何をしていくべきなのか、どこを見直さなければならないのかという大きな課題があると思います。ぜひ、早急に検討いただいて、市場で働いている皆さんも誇りとプライドを持って働ける職場環境にするためにも、生きがいのある職場づくりのためにも、頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○森山委員長 ほかに質疑等ありませんか。

ほかに質疑等がなければ、これをもって、くらし創造部、景観・環境局、農林部の審査を終わります。

あす3月17日金曜日は午前10時より県土マネジメント部、まちづくり推進局、水道局の審査を行います。

では、これで本日の会議を終わります。